

消費税インボイス制度

～インボイスの交付と仕入税額控除の実務のポイント～

令和5年11月10日
税理士 金井 恵美子

本資料では、次の用語を使用しています。

インボイス制度	… 適格請求書等保存方式
事業者登録制度	… 適格請求書発行事業者登録制度
インボイス発行事業者	… 適格請求書発行事業者
インボイス	… 適格請求書（適格簡易請求書及び適格返還請求書をあわせてインボイスと呼ぶ場合もあります）
簡易インボイス	… 適格簡易請求書
返還インボイス	… 適格返還請求書

03 区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式

区分	区分記載請求書等保存方式 【令和5年9月末まで】		適格請求書等保存方式（インボイス制度） 【令和5年10月1日以後】
制度登録	事業者登録制度なし		事業者登録制度あり
請求書等の交付	<ul style="list-style-type: none"> • 売手に請求書等の交付義務なし • 免税事業者も交付可能 • 不正交付の罰則なし • 小売業者等の請求書等は受領者の名称記載不要 		<ul style="list-style-type: none"> • 売手にインボイスの交付義務あり • 免税事業者・未登録の事業者は交付不可 • 不正交付（偽インボイス）の罰則あり • 小売業者等は簡易インボイスの交付可能 • 1万円以上の対価の返還に返還インボイスの交付義務あり
仕入税額控除	<ul style="list-style-type: none"> • 免税事業者からの課税仕入れも仕入税額控除の対象 • 買手に請求書等の保存義務あり • 3万円未満の仕入れは請求書等の保存不要 • 電子データで受け取った請求書等は不可 		<ul style="list-style-type: none"> • 免税事業者など未登録者からの仕入れは仕入税額控除不可 • 買手にインボイスの保存義務あり • 公共交通機関特例などインボイス保存不要の特例あり • 電子インボイスの授受と保存可能
経過措置	売手の立場	6年間 … 【課税事業者選択届出書不要】 免税事業者は登録申請書の提出により登録可能 3年間 … 【2割特例】 免税事業者が登録した場合の納付税額を売上税額の2割とすることが可能	
	買手の立場	6年間 … 【8割控除】 インボイスの保存がない課税仕入れにつき8割（後半3年間は5割）の控除可能 6年間 … 【少額特例】 基準期間における課税売上高1億円以下又は特定期間における課税売上高5000万円以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れは、帳簿のみで仕入税額控除可能	

03 インボイス発行事業者の義務

I 課税事業者に対するインボイスの交付の義務

インボイス発行事業者は、課税事業者から求められたときは、原則として、インボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません（消法 57 の 4①⑥）。小売業や飲食店業等においては、インボイスに代えて簡易インボイスを交付することができます（消法 57 の 4②⑥）。

また、1 万円以上の売上対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付しなければなりません（消法 57 の 4③⑥、消令 70 の 9③二）。

書類の交付に代えて、その記載事項に係る電子データ（電子インボイス）を提供することができます（消法 57 の 4⑤）。

インボイス発行事業者が交付し保存するもの	
課税資産の譲渡等	…… インボイス又は簡易インボイス（電子データの提供と保存が可能）
1 万円以上の売上対価の返還等	…… 返還インボイス（電子データの提供と保存が可能）

- インボイスは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、買手の納税額を減少させる金券のような存在であるといえます。
- 適法であることはもちろん、顧客の信頼に応えるために、記載事項が明瞭に記載されたものを作成し、交付の方法についても顧客の利便性に配慮し、適時に交付しましょう。

- ただし、買手は、自ら仕入明細書を作成して、これを保存することもできます。
- インボイスの保存に代えて保存することができる仕入明細書は、インボイスの記載事項が記載され、その記載事項について仕入先の確認を受けたものです（消法 30⑨三、消令 49④）。

II 交付義務の免除

1 インボイスの交付義務の免除

交付義務が免除されるのは、公共交通機関、郵便局、生鮮食料品の卸売市場への出荷、農協等への無条件委託といった非常に限られた業種であり、一般の事業では、自動販売機特例に該当しない限り、消費税の課税事業者から求められた場合には、インボイスを交付しなければなりません。

次の課税資産の譲渡等については、インボイスの交付義務が免除されます（消法 57 の 4①、消令 70 の 9②）。

売手のインボイスの交付義務の免除		買手の仕入税額控除
3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送	公共交通機関特例	インボイスの保存不要
3万円未満の自動販売機・自動サービス機による商品の販売等	自動販売機特例	
郵便切手を対価とする郵便サービス （郵便ポストに差し出されたものに限る）	郵便局特例	卸売業者が交付する書類を保存
出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡 （出荷者から委託を受けた受託者が卸売業務として行うものに限る）	卸売市場特例	
生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡 （無条件委託方式かつ共同計算方式による場合に限る）	農協特例	農協等が交付する書類を保存

2 返還インボイスの交付義務の免除

(1) 上記 1. の取引

上記 1. のインボイスの交付義務が免除される課税売上げについて行った対価の返還等については、返還インボイスの交付義務も免除されます（消法 57 の 4③、消令 70 の 9③）。

(2) 1万円未満の対価の返還等（R5年改正）

インボイス発行事業者が行う売上対価の返還等であっても、「税込価額が1万円未満である場合」には、返還インボイスの交付義務が免除されます（消法57の4③、消令70の9③二）。適用対象者に制限はなく、すべてのインボイス発行事業者が対象です。また、適用期限のない恒久的な措置です。

「税込価額が1万円未満である場合」に該当するかどうかの1万円の判定は、一商品ごとの金額ではなく、一回の取引の合計額が税込1万円未満であるかどうかにより判定します（消基通1-8-17）。

3 登録に変更があった場合

(1) インボイス発行事業者でなくなった場合

インボイス発行事業者でなくなった後、インボイス発行事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等を受ける他の事業者から、その課税資産の譲渡等に係るインボイスの交付を求められたときは、これを交付しなければなりません（消基通1-8-8）。

また、インボイス発行事業者でなくなった後において、インボイス発行事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等につき、1万円以上の売上げに係る対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付しなければなりません（消基通1-8-19）（R5年改正）。

(2) 登録前に行った課税売上げに係る対価の返還等

インボイス発行事業者が、インボイス発行事業者の登録を受ける前に行った課税資産の譲渡等について、登録を受けた日以後に売上げに係る対価の返還等を行う場合には、その対価の返還等に関する返還インボイスの交付義務はありません（消基通1-8-18）。

Ⅲ 偽インボイスの禁止

インボイス制度は、売手による消費税の納税がインボイスによって証明された場合に、買手における仕入税額控除を認める厳格な制度です。したがって、偽インボイスの交付は厳しく禁止されており、禁止行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされています（消法57の5、65四）。

区 分	禁止行為
インボイス発行事業者以外	適格請求書類似書類等（インボイス発行事業者が作成したインボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類）の交付又は電子データの提供
インボイス発行事業者	偽りの記載をしたインボイスの交付又は電子データの提供

1 新たに設立した法人の登録時期の特例

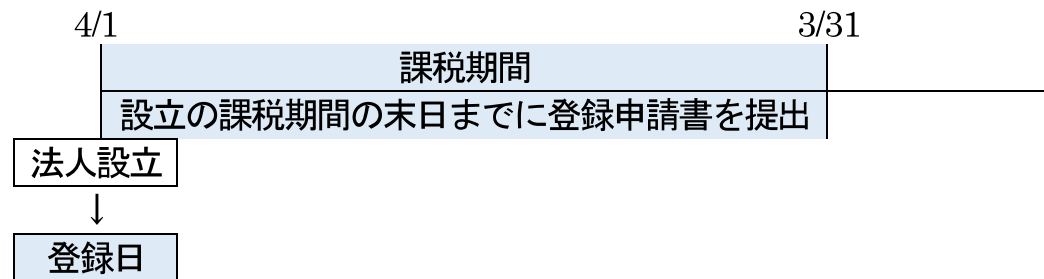
インボイス制度が開始してから法人を設立した場合、設立の日からインボイス発行事業者となることはできますか。

Answer

1. 新たに設立した法人の登録時期の特例

新たに設立した法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その旨を記載した登録申請書を、その事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出します。

これを受け、税務署長による適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われ、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（消令 70 の 4、消規 26 の 4）。



2. 新たに開業した個人事業者の特例

新たに事業を開始した個人事業者が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その旨を記載した登録申請書を、その事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出します。

登録拒否要件に該当しない限り、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われ、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（消令 70 の 4、消規 26 の 4）。

2 登録通知を受けるまでの対応

上記の場合において、設立からインボイス発行事業者の登録通知を受けるまでの間、インボイスの交付はどうすればいいですか。

Answer

1. 売手の対応

上述のとおり、新たに設立された法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書とその課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われたときは、その課税期間の初日において登録を受けたものとみなされます（消令70の4、消規26の4）。

この場合、登録日（課税期間の初日）からインボイスを交付する義務は生じますが、通知を受けるまでの間、インボイスを交付することはできません。売手として、次のような対応が考えられます（消基通1-7-3）。

- ・インボイスの交付が遅れる旨を伝え、通知後にインボイスを交付する
- ・通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付しなおす
- ・通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後にその請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する記載事項（登録番号等）を通知する

事後にインボイスを交付することが困難な小売店などは、事前にインボイスの交付が遅れる旨をホームページや店頭にてお知らせしたうえで、ホームページ等において次のように掲示する方法が考えられます。

弊社の登録番号は「T1234…」となります。

令和〇年〇月〇日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方は、当ページを印刷してレシートと併せて保存するなどのご対応をお願いいたします。

また、買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらおうといった対応が可能です。

2. 買手の対応

売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた場合であっても、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うことができます。

ただし、事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です。保存できなかった場合には、翌課税期間において、仕入税額控除を調整することとなります。

3 人格のない社団等のインボイスの交付

人格のない社団等は、インボイス発行事業者となることができますか。

Answer

人格のない社団等とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいいます。

人格のない社団等は、構成員の入れ替わりがあっても組織として継続するものであり、消費税法上、法人とみなされ(消法3)、消費税の納税義務者となるため、インボイス発行事業者の登録を受けることができます。

人格のない社団等が登録した場合には、公表サイトに、①インボイス発行事業者の氏名又は名称、②登録番号、③登録年月日、④登録取消(失効)年月日が公表されます。申出により「本店又は主たる事務所の所在地」を公表することもできます。

4 任意組合等のインボイスの交付

任意組合等は、インボイス発行事業者となることができますか。

Answer

1. 任意組合等は登録ができない

民法上の組合や投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等は、法人ではありません。人格のない社団等と違って、消費税法上、法人とみなされることはなく、これらの組合が行う取引については、売上げ及び仕入れが出資の割合等により組合員に帰属

するパススルー課税が適用されます。消費税の納税義務者とならず、インボイス発行事業者となることもできません。

2. インボイスの交付が可能

ただし、その任意組合等の組合員全員がインボイス発行事業者である場合において、業務執行組合員がその任意組合等の契約書を添付して「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出したときは、その任意組合のいずれかの組合員が、インボイスを交付することができます（消法 57 の 6①、消令 70 の 14①②）。

この場合、交付するインボイスに記載する「インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号」は、原則として組合員全員のもを記載することとなりますが、次の事項（①及び②）を記載することも認められます（消令 70 の 14⑤）。

- ① その任意組合等のいずれかの組合員の「氏名又は名称及び登録番号」
- ② その任意組合等の名称

3. 新たに事業を開始した者が組合員である場合

組合員のうちに、新たに事業を開始した者であるため（事業を開始した日の属する課税期間に当たるため）、その課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書とその課税期間の末日までに提出することで、その課税期間の初日から登録を受けたものとみなされる事業者がある場合において、その登録申請書を提出により課税期間の初日からインボイス発行事業者の登録を受けることが見込まれるときは、任意組合等の届出書におけるその組合員の登録番号欄に「後日提出予定」などの記載を行った上で提出し、その組合員に対してインボイス発行事業者の登録通知があった後、速やかに任意組合等の届出書（次葉）等により、その組合員の登録番号を提出することとして差し支えありません。

仮にその組合員が登録拒否要件（消法 57 の 2⑤）に該当し、インボイス発行事業者の登録を受けられなかった場合には、それまで適格請求書を交付した任意組合等の事業に係る課税資産の譲渡等について、改めて適格請求書ではない書類を交付する等の対応が必要です。

4. 「組合員全員がインボイス発行事業者である」という要件を満たさなくなった場合

次に該当することとなったときは、該当することとなった日以後の取引について、インボイスを交付することはできません。

- ① インボイス発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合
- ② 組合員のいずれかがインボイス発行事業者でなくなった場合

これらの場合に該当することとなったときは、業務執行組合員が速やかに「任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書」を提出しなければなりません（消法 57 の 6②）。

5 相続によりインボイス発行事業者の事業を承継した場合

インボイス発行事業者である個人事業者が死亡し、相続人がその事業を承継した場合、相続人の登録の取扱いはどうなりますか。

Answer

1. 「適格請求書発行事業者の死亡届出書」の提出

インボイス発行事業者が死亡した場合は、その相続人は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出する必要があります（消法 57 の 3①）。

2. 相続人の登録申請が必要

相続により事業を承継した相続人がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、相続人の名で登録申請書を提出する必要があります（消基通 1-7-4）。相続人が既に登録申請書を提出している場合は、重ねて提出する必要はありません。

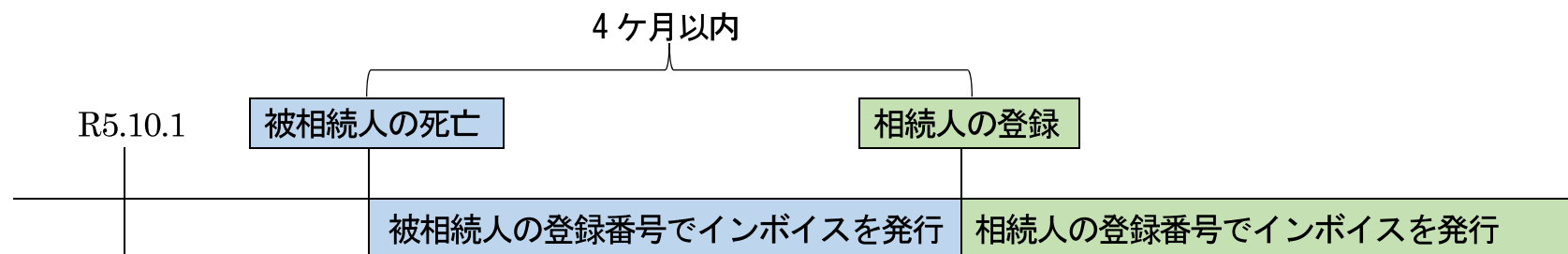
3. 相続人をインボイス発行事業者とみなす措置

相続人が登録通知を受けるまでの事業の継続に支障がないよう、相続によりインボイス発行事業者の事業を承継した相続人については、被相続人が死亡した日の翌日から、次の①又は②のいずれか早い日までの期間（みなし登録期間）において、インボイス発行事業者とみなされます（消法 57 の 3②③④、消基通 1-7-4）。

①相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日

②被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日

※ 相続人がみなし登録期間中に登録申請をした場合は、登録通知があるまでは、みなし登録期間が延長されます（消令70の6②）。



みなし登録期間は、被相続人の登録番号は相続人の登録番号とみなされます（消法57の3②③④、消基通1-7-4）。

この取扱いの適用を受けるためには、登録申請書に、相続によりインボイス発行事業者の事業を承継した旨を記載しなければなりません（消令70の6①）。

6 公表サイトとプライバシー

私はライターですがペンネームで仕事をしていて本名は公表したくありません。登録すると個人の情報が公表されてしまうのですか。

Answer

1. 個人事業者の公表事項

個人事業者は、申出により、次の事項を公表することができます。

公表の申出をするとき、又は、その公表事項を変更するときは、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。

(1) 「旧姓」「通称」

個人事業者は、申出により、「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することや、氏名と旧姓を併記して公表することができます（インボイスQA問 2、19、22）。旧姓の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要ですが、e-Taxにより申出書を提出する場合は、添付を省略することができます。

また、外国人は、申出により、上記の旧姓使用と同様に、「住民票に併記されている外国人の通称」を使用することができます（インボイスQA問 2、19、22）。

(2) 「屋号」「事務所等の所在地」

個人事業者は、申出により、「屋号」や「事務所等の所在地」を追加して公表することができます。

2. ペンネームの公表

ペンネームは、申出書を提出して「屋号」として表示の追加をすることはできますが、氏名に代えることはできません。

ペンネームの公表の申出をすると、氏名とペンネームの両方が公表され、検索結果の画面に並べて表示されることとなります。ペンネームを公表する申出がなければ、ペンネームの公表は行われず、公表サイトの情報によって、ペンネームと氏名が直接的に紐づけられることはありません。

7 区分記載請求書とインボイスとの違い

インボイスの記載事項について、注意すべき点を教えてください。

Answer

国税庁は、インボイスの記載事項について、「区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に、『登録番号』『適用税率』『消費税額等』の3つを追加したもの」と説明しています。

【 記 載 事 項 】

区分記載請求書	適格請求書(インボイス)
① 課税資産の譲渡等を行う事業者の氏名又は名称	【変更】 インボイス発行事業者の氏名又は名称 【追加】 登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日(月次の請求書等についてはその期間) ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率の対象にはその旨)	
④ 対価の額の合計額 (税込みで税率ごとに区分して合計)	【変更】 税抜価格の表示も可能 【追加】 適用税率 【追加】 ⑤ 消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

また、「課税資産の譲渡等を行う事業者の氏名又は名称」は「インボイス発行事業者の氏名又は名称」となり、対価の額は税抜き又は税込みのいずれかの金額で表示することができることとなりました。

8 インボイス発行事業者の名称としての屋号の記載

法人の正式な商号や個人事業者の氏名を記載せず、インボイス発行事業者の名称として屋号を記載することはできますか。

Answer

インボイス発行事業者の名称は公表サイトで公表されていますが、法人については屋号の公表がないことから、法人の商号によらなければならないのではないかと疑問が生じます。しかし、法人がその商号以外の屋号やブランド名で営業を行うことは珍しくなく、商号の記載のみを認めるというのは、取引の慣行上現実的ではありません。

インボイスQ&A問53は、「電話番号を記載するなどし、インボイスを交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません」としています。これは、インボイスを受け取った者が、記載された電話番号により発行者の営業所や店舗に問い合わせることでインボイス発行事業者であることを確認できる状況であれば、問題はないということです。もちろん、現実に電話をして確認することを推奨するものではありません。確認できる状況であれば良いということです¹。

例えば、インボイス発行事業者である株式会社ABCが、交付するインボイスに次のような記載をすることができます。

【インボイス発行事業者】 株式会社ABC (本店所在地：東京都千代田区1-1、代表 TEL：03-1111-1111)

【インボイスへの記載】 ショップTODAY (店舗所在地：東京都港区9-9、店舗 TEL：03-9999-9999)

また、交付を受ける事業者の氏名又は名称についても、正式名称のほか、その事業者であると認識することができる屋号や略称を記載することができます。

9 取引の内容

取引の内容について、区分記載請求書等には「野菜・果実」と記載していましたが、インボイスには「きゅうり2本、リンゴ3個」いった記載をしないといけないか。「飲食代」や「お品代」といった記載はどうですか。

Answer

取引の内容の記載方法は、インボイス制度が開始した後も変更はありません。したがって、従前認められている記載の範囲と方法によればよく、その記載方法について問題意識は不要です。

また、課税取引かどうか、軽減税率の適用があるかどうかの判別が取引の相手方との間で明らかとなる場合は、商品コード等

¹ 佐々木辰実（財務省主税局税制第二課課長補佐）、金井恵美子（税理士）他「財務省担当官に聞く！インボイス制度の疑問点 第2弾」（週刊税務通信3758号（2023年6月26日））。

の記号、番号等により表示することができます（消基通 1-8-3）。

1. 「野菜・果物」

取引（課税資産の譲渡等に係る資産又は役務）の内容は、具体的な商品名等を記載するのが原則ですが、「野菜・果実」といった商品の種類ごとの記載でも構いません。軽減税率QA（個別事例編）問104には、次の記載があります。

「中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能です。このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称（例えば、八百屋であれば『野菜』、精肉店であれば『肉』、又は一括して『食品』や『飲食料品』との記載）の記載であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である『資産の内容』を満たすものとして取り扱われます。」

2. 「飲食代」

「飲食代」という記載は、飲食店において、「飲食サービスの提供をうけた」ということがわかるものですから、従来認められている記載であり、インボイス制度においても認められます。

3. 「お品代」

「お品代として」という記載については、形あるものはすべて「お品」と呼ぶことができ、販売した商品が何であるのか全く分かりません。したがって、従来認められない記載であり、インボイス制度においても認められません。

10 インボイスに記載する消費税額等の端数処理

インボイスに記載する消費税額等の計算において、1円未満の端数が生じた場合はどうなりますか。

Answer

インボイスに記載する消費税額等は、消費税額及び地方消費税額の合計額です。
 切上げ、切捨て、四捨五入など端数処理の方法は、インボイス発行事業者が任意に選択した方法とすることができます。
 消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います（消令70の10、消基通1-8-15、インボイスQA問55）。一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

請求書		
株〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円	(消費税 5,454円)
8%対象	40,000円	(消費税 2,962円)

※印は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象：
 $60,000円 \times 10/110 \approx 5,454円$

8%対象：
 $40,000円 \times 8/108 \approx 2,962円$

(注) 商品ごとの端数処理は認められません。

また、例えば、複数の事業所がある顧客に対して、その事業所ごとに契約を締結し取引を行っている場合であっても、複数の契約を一のインボイスにまとめて記載するときは、その合計額について算出し、1円未満の端数処理を行った消費税額等を記載しなければなりません（インボイスQA問64）。

請求書		
10月分 (10/1 ~ 10/31)		XX年11月1日
ご請求金額	消費税額等 (10%)	
96,745 円	8,795 円	
【請求金額内訳】		
契約種別	利用金額 (税込)	参考：消費税額等
A 契約	13,157 円	1,196 円
B 契約	38,233 円	3,475 円
C 契約	45,355 円	4,123 円
△△商事株 登録番号 T...		

消費税額等の計算方法は、課税資産の譲渡等の税込価額の合計額である 96,745 円を適用税率で割り返して算出しています。

$96,745 \text{ 円} \times 10/110 = 8,795 \text{ 円}$

1.1 簡易インボイスを交付することができる業種

簡易インボイスを交付することができるのは、小売業の他にどのような事業がありますか。

Answer

簡易インボイスは、「消費税額等」又は「適用税率」のいずれかの記載を省略することができ、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載も不要です。

【 記 載 事 項 】

インボイス	簡易インボイス
① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	
② 課税資産の譲渡等を行った年月日(月次の請求書等についてはその期間)	
① 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率の対象にはその旨)	
④ 対価の額の合計額(税率ごとに区分して合計)及び適用税率	② 対価の額の合計額(税率ごとに区分して合計)
⑤ 消費税額等(税率ごとに区分して合計)	⑤ 消費税額等(税率ごとに区分して合計)又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	省略可能

簡易インボイスを交付することができる事業は、次の事業です。

簡易インボイスの交付ができる事業	
①小売業、②飲食店業、③写真業、④旅行業、⑤ タクシー業 …	不特定かつ多数の者に対するものに限らない
⑥駐車場業 ……………	不特定かつ多数の者に対するものに限る
⑦上記に準ずる事業 ……………	不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業に限る

①から⑤までの事業については、「不特定かつ多数の者に対するもの」という限定はありません。例えば、小売業として行う課税資産の譲渡等は、その形態を問わず、簡易インボイスを交付することができます。

他方、⑥と⑦は、不特定かつ多数の者に対するものが対象です。⑦について、「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断しますが、例えば、資産の譲渡等を行う者が資産の譲渡等を行う際に相手方の氏名又は名称等を確認せず、取引条件等をあらかじめ提示して相手方を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業などは、これに該当します。

1.2 委託販売におけるインボイスの代理交付と媒介者交付特例

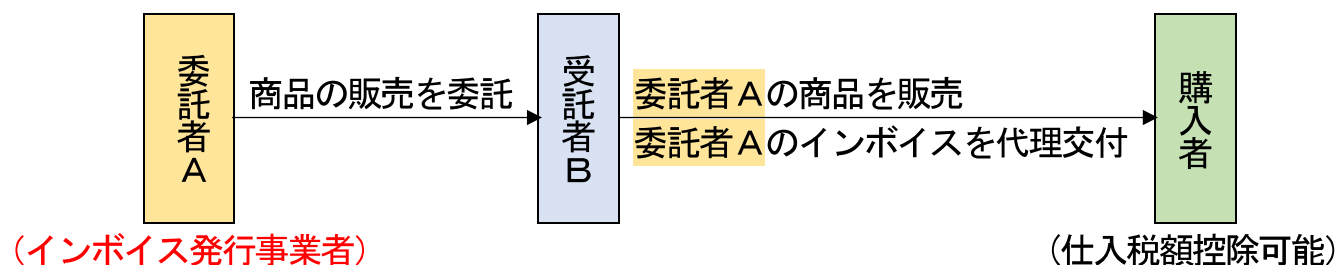
委託販売を行う場合、インボイスの交付はどうなりますか（農協に委託するものではありません）。

Answer

1. 代理交付

委託者Aが商品の販売を受託者Bに委託した場合、顧客に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者Aですから、本来、委託者Aが顧客に対してインボイスを交付しなければなりません。

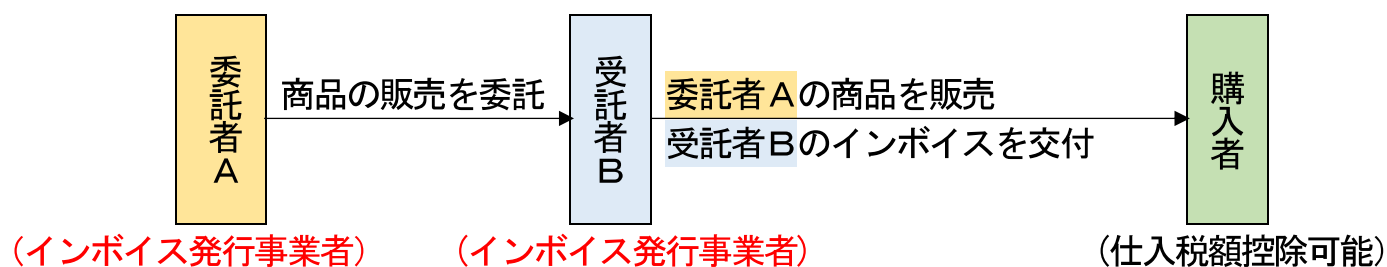
しかし、委託販売では、通常、委託者Aは顧客と接触する機会を持ちません。そこで、受託者Bが、委託者Aの氏名又は名称及び登録番号を記載した委託者Aのインボイスを、顧客に代理交付することが認められます。



2. 媒介者交付特例

受託者が複数の委託者の商品を一括して販売する等、受託者が代理して委託者のインボイスを交付することが難しい場合も考えられます。そこで、委託者及び受託者の双方がインボイス発行事業者であることを要件として、「媒介者交付特例」が設け

られています。インボイス発行事業者が、媒介者等を介して課税資産の譲渡等を行う場合において、その媒介者等がインボイス発行事業者であるときは、その媒介等を行う受託者は、委託者の課税資産の譲渡等について、受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを、顧客に交付することができます（消令 70 の 12①）。



3. インボイスの交付と保存

代理交付又は媒介者交付特例のいずれにおいても、委託者は、インボイス発行事業者の登録を受けていなければならない、自己に帰属する課税資産の譲渡等について交付したインボイスの写しを保存する義務があります（消法 57 の 4①②⑥）。ただし、インボイスの写しを持っているのは受託者です。したがって、委託者 A 及び受託者 B は、次の対応が必要となります（消令 70 の 12①③④、消規則 26 の 7、消基通 1-8-10~11、インボイス QA 問 48）。

委託者 A の対応

- ① 自己が登録を受けている旨を取引前に受託者 B に通知する。
 - 個々の取引の都度通知する、事前に登録番号を書面等により通知する、基本契約等により委託者の登録番号を記載するなどの方法による。
- ② 自己がインボイス発行事業者でなくなった場合には、その旨を速やかに受託者 B に通知する。
- ③ 受託者 B から交付されたインボイスの写しを保存する。

受託者Bの対応

- ① 交付したインボイスの写し又は提供した電子データを速やかに委託者に交付又は提供する。
 - 例えば、そのインボイスに複数の委託者に係る記載がある場合や、多数の購入者に対して日々インボイスを交付するためコピーが大量になる場合など、インボイスの写しをそのまま交付することが困難であるときは、インボイスの交付に代えて、その委託に係るインボイスの記載事項を記載した精算書等を交付することができる。
- ② 媒介者交付特例においては、交付したインボイスの写し又は提供した電子データを保存する義務がある。精算書等を交付した場合は、その精算書等の写しを保存する。

1.3 委託者に免税事業者がある場合

多くの委託者から商品を預かって販売業務を受託しています。委託者の大半はインボイス発行事業者ですが、中には免税事業者もいます。媒介者交付特例による場合、インボイスの交付はどうなりますか。

Answer

委託者にインボイス発行事業者と登録していない事業者が混在する場合において、これらの事業者が販売する商品について1枚の請求書や領収書を交付するときは、インボイス発行事業者に係るもののみを区分してインボイスとすることができます。

この場合、買手が誤認しないように表示する必要があります。

例えば、次のような表示が考えられます。

領 収 書

○年11月15日

(株)〇〇御中

△△商事(株) 電話 (06) 1234-5678

登録番号 T012345.....

当社は、販売事業者によって代わってインボイスを交付しています。
 ★印の商品はインボイス発行事業者以外の者が販売する商品
 であるため、その部分はインボイスに該当しません。

品 名	金 額 (税込)	備 考	
魚※	10,800 円		
ビール	33,000 円		
小計	43,800 円	消費税等	3,800 円
8% 対象	10,800 円		800 円
10%対象	33,000 円		3,000 円

品 名	金 額	備 考
野菜	15,000 円	★
小計	15,000 円	
8% 対象	15,000 円	

※は軽減税率対象

合計 (税込) 58,800 円

1.4 軽油の委託販売

当社は、サービスステーション（SS）を経営する法人です。SSでは、軽油の販売について委託販売方式によっています。インボイス制度への対応はどうなりますか。

Answer

1. 軽油引取税の概要

軽油引取税は、都道府県が課税主体となる地方税であり、軽油の使用者と、道路整備、交通事故対策、救急医療対策、地域環境対策といった行政サービスを供給する地方団体との応益関係に着目して課税する普通税です。

(1) 課税標準と税率

軽油引取税は、軽油の数量を課税標準とする従量税です。

本則としての税率は、軽油 1 キロリットルあたり 15,000 円と定められています（地方税法第 144 条の 10）が、当分の間、軽油 1 キロリットルあたり 32,100 円を課税することとされています（地方税法附則第 12 条の 2 の 8）。

(2) 納税義務者と特別徴収義務者

軽油引取税の納税義務者は、特約業者又は元売業者（以下「特約店」といいます。）から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者です（地方税法 144 の 2①）。

軽油引取税の徴収は特別徴収の方法によるものとされており（地方税法 144 の 13）、軽油を引き渡す特約店は、特別徴収義務者として、軽油の引取りを行う者から軽油引取税を徴収し、1 か月分をまとめて翌月末日までに都道府県に申告納付する義務を負います（地方税法 144 の 14①②）。

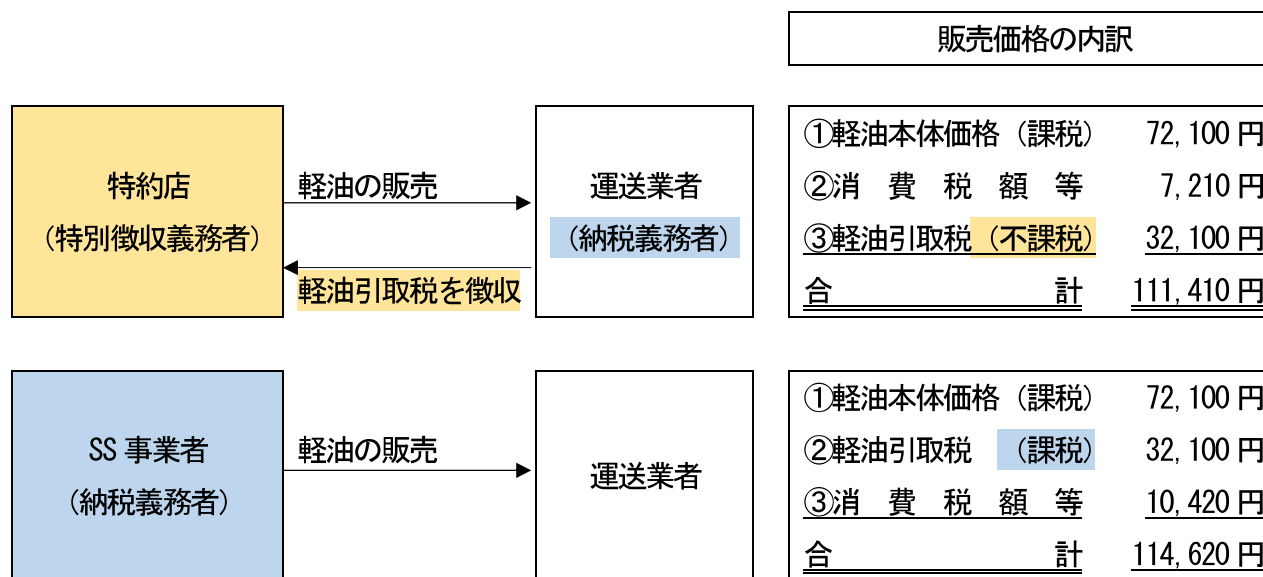
2. 消費税の課税関係

(1) 特別徴収義務者であるかどうかによる違い

特別徴収する軽油引取税は、課税資産の譲渡等の対価の額には含まれません（消基通 10-1-11）。

これに対し、特約店から軽油の引取りを行うサービスステーション（SS）事業者は特別徴収義務者ではないため、特約店（特別徴収義務者。SSの運営を行っている場合もある。）とSS事業者（納税義務者）とで、軽油の販売について、消費税の取扱いに次のような違いが生じます。

- ① 特約店（特別徴収義務者）が軽油を販売する場合には、特別徴収税額である軽油引取税の額は消費税の課税の対象となりません。軽油引取税の額を除いた軽油本体価格が課税の対象となります。
- ② 特別徴収義務者ではないSS事業者（納税義務者）が軽油を販売する場合には、SS事業者は軽油引取税の特別徴収税義務者ではないので、軽油引取税相当額を含む販売価格全体が消費税の課税の対象となります。



(2) 委託販売方式による二重課税の解消

上述の通り、SS事業者においては、特別徴収された軽油引取税相当額について二重課税の問題が生じます。

そこで、全国石油商業組合連合会では、課税当局と協議の結果、委託販売方式によりこの問題を解決しています。軽油の委託販売方式とは、次のような方式です。

- ① SS 事業者が仕入先の特約店（特別徴収義務者）との間で、軽油に関する委託販売契約を締結する。仕入先が複数ある場合は、すべての仕入先と委託販売契約を締結する。
- ② SS 事業者は、帳簿等に印を付すなど、委託販売であることを証する事務処理を行う。
- ③ 消費税の申告に当たっては、軽油の売上高と仕入高との差額を委託販売手数料として課税資産の譲渡等の対価の額とする。経理処理については、売上げ及び仕入れの両建処理も認められる。

上記の処理を適正に行うことにより、SS 事業者においても、特約店と同様に軽油本体価格を消費税の課税対象として軽油の販売をすることが可能とされています。

3. 軽油販売におけるインボイス対応

(1) 委託販売におけるインボイスの交付

インボイス制度において、委託販売を行う委託者は、自己に帰属する課税資産の譲渡等について、交付したインボイスの写しを保存する義務があります（消法57の4①②⑥）。

そこで、受託者は、交付したインボイスの写しを保存するとともに、その写しを速やかに委託者に交付するものとされています。ただし、インボイスに複数の事業者に係る記載があるなどによりそのインボイスの写しをそのまま交付することが困難な場合には、インボイスの交付に代えて、その事業者に係るインボイスの記載事項を記載した精算書等を交付することができます。この場合には、交付した精算書等の写しを保存する必要があります（基通1-8-11、インボイスQ&A問48）。

(2) 軽油販売における媒介者交付特例の適用

全国石油商業組合連合会は、このほど、軽油の委託販売に係る要望について国税庁から回答があった旨を公表しました。その内容は、次のとおりです。

- 「媒介者交付特例」においては、受託者が、委託者に交付する「適格請求書（インボイス）の写し」については、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な「精算書

等」の書類等を交付することで差し支えないとされている。

- このように、インボイスの写しに代えて、インボイスの写しが大量にあって交付が困難な場合等には、精算書等に代えることができることとされていることから、これまでの軽油委託販売方式の経緯を踏まえ、また、SSは特約店からの仕入れ価額と同額で購入者に軽油を販売していると観念（※）することを前提に、特約店がSSに交付した「請求書」の控えを保存すること及びSSが特約店から交付を受けた「精算書」を保存することをもって、SSから特約店に対して当該精算書等の交付があったものとして媒介者交付特例を適用することとして差し支えないものと整理することにする。
- ※ SSから購入者への販売価格を、委託販売分（特約店からの仕入れ価格と同額）とSSの取引（販売価格と仕入れ価格との差額）に分けて観念。この点、SSは購入者に対し、委託販売分と自らの取引を対価の額や税額について区分することなく一のインボイス等に記載することができる。
- よって、軽油取引におけるインボイス対応については、実務的には、①特約店が販売店に出している通常の請求書をインボイス対応してもらい、②販売店は購入者に対して、SSで発行するレシート等によりインボイス対応することで差し支えないものとする。

出典：全国石油商業組合連合会「軽油委託販売におけるインボイス対応について」7-8頁

委託販売の受託者は、委託者に対してその委託販売に係るインボイスの写しを交付しなければなりません（消法57の4①⑥）。しかし、軽油の委託販売については、SS事業者におけるインボイスの交付枚数が大量となり、特約店への交付のインフラがありません。また、SS事業者は、これまで特約店に対して委託販売報告書等の提出は行っていませんでした。さらに、複数の特約店から軽油を購入している場合には毎回の販売についていずれから仕入れたものであるかを特定することができないという問題もあります。

そこで、SS事業者から特約店へのインボイスの写しの交付を省略し、特約店がSS事業者に交付した「請求書（又はその写し）」を双方が保存することにより、媒介者交付特例における精算書等の交付があったものと認めることとされました。

(3) SS事業者が交付する簡易インボイス

この場合、SS事業者は、購入者に対し、委託販売売上高として特約店に帰属するべき対価の額と委託販売手数料として自己に帰属する対価の額とを区分することなく、一のインボイス等に記載することができます。

たとえば、次のような記載になります。

領 収 書	
	××年10月31日
	△△石油株 T1234567890123
軽油	5,155 円
数量 35.55ℓ	
単価 145 円	
(内軽油本体 @112.9 円)	4,014 円
(内軽油引取税@ 32.1 円)	1,141 円
合 計	5,155 円
(内消費税額等	365 円)

15 媒介者交付特例の適用範囲

当社は、請求書の発行及び代金回収の代行を行う会社です。この受託業務においてインボイスを交付する場合に、媒介者交付特例を適用してインボイスに当社の名称及び登録番号を記載することができますか。

Answer

消費税法施行令 70 条の 12 第 1 項は、次のように定めています。

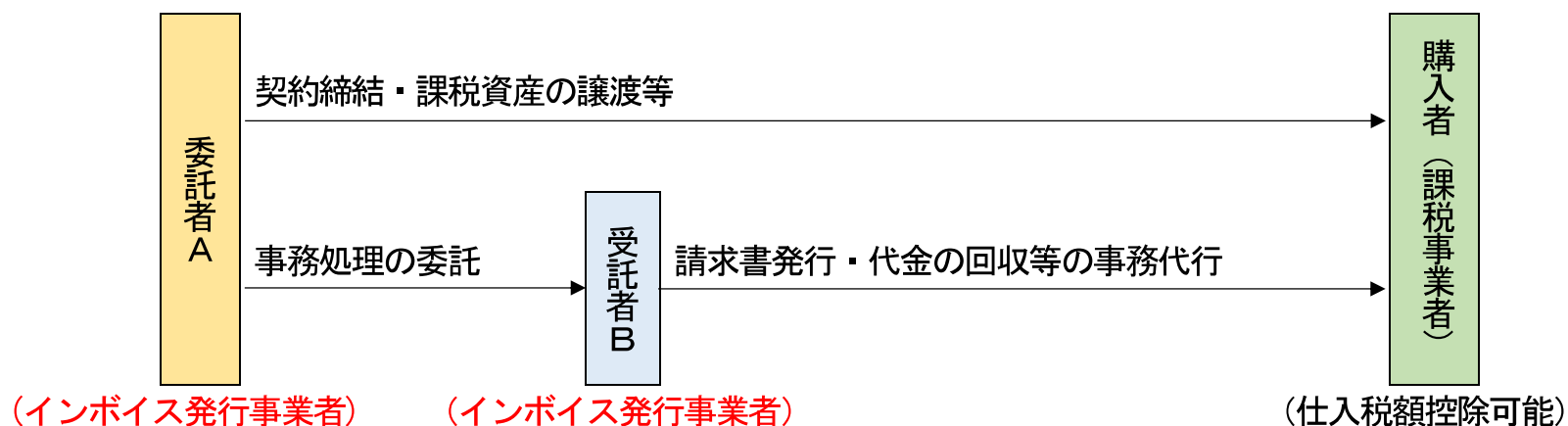
消費税法施行令 70 条の 12 第 1 項

適格請求書発行事業者が、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（適格請求書発行事業者に限る。以下この条において「媒介者等」という。）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合において、当該媒介者等が当該課税資産の譲渡等の時までに当該事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、当該媒介者等は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し……当該媒介者等の氏名又は名称及び……登録番号を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書等又は適格請

求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を当該事業者によって代わって交付し、又は提供することができる。この場合において、当該媒介者等は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書等の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

「媒介者等を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合」には、媒介者交付特例を適用することができるものと定められているので、課税資産の譲渡等についての委託がなく、事務処理や集金代行のみを委託している場合には、媒介者交付特例の対象とならないように見えます。

ただし、この場合であっても、媒介者交付特例を適用することができます²。これは、国税庁のインボイスQ&Aの令和4年11月の改訂において問48に確認され、令和5年8月10日発遣の消費税法基本通達1-8-9となりました。



消費税法基本通達 1-8-9

令第70条の12第1項《媒介者等による適格請求書等の交付の特例》に規定する「**媒介者等を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合**」には、委託販売のように課税資産の譲渡等を第三者に委託している場合のほか、**課税資産の譲渡等に関する代金の精算や請求書等の交付を第三者に委託している場合もこれに含まれる**ことに留意する。

² 佐々木辰実（財務省主税局税制第二課課長補佐）、金井恵美子（税理士）他「財務省担当官に聞く！インボイス制度の疑問点 第2弾」（週刊税務通信3758号（2023年6月26日））。

16 不動産管理会社によるインボイスの交付

不動産管理会社は、賃貸人のインボイスを代理して交付することができますか。

Answer

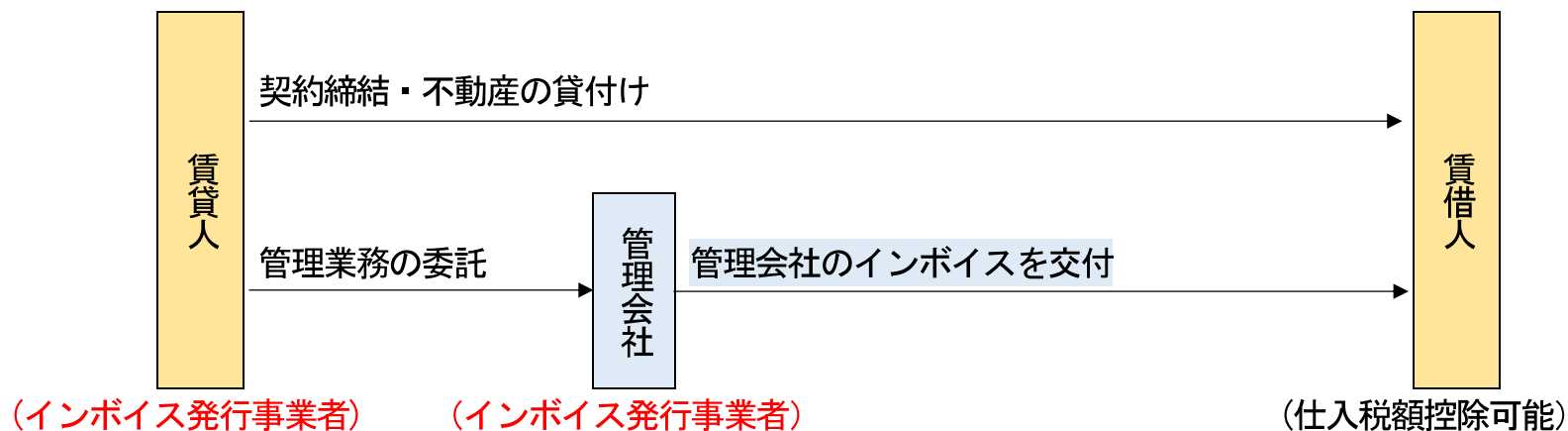
事務所や店舗の賃貸は課税資産の譲渡等であり、賃貸人であるインボイス発行事業者は、課税事業者である賃借人の求めに応じて、賃貸人がインボイスを交付しなければなりません。

1. 代理交付

不動産管理会社に管理業務を委託している場合、不動産管理会社が、賃貸人の氏名又は名称及び登録番号を記載した賃貸人のインボイスを、賃借人に代理交付することができます。

2. 媒介者交付特例

不動産賃貸事業においては、必ずしも不動産管理会社はその賃貸の仲介を行っているとは限らず、「媒介者等を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合」に該当しない場合もありますが、消費税法基本通達 1-8-9 によれば、管理業務のみを委託する場合であっても、媒介者交付特例を適用して、不動産管理会社の登録番号によるインボイスを交付することができます。



1.7 不動産管理会社による賃貸人の登録状況の確認

不動産管理会社がインボイスを交付する場合の留意点を教えてください。

Answer

委託者は、自己がインボイス発行事業者でなくなった場合にその旨を速やかに受託者に通知しなければならないものとされています。不動産管理会社においても、誤ってインボイスを交付しないよう、積極的に賃貸人のインボイス発行事業者の登録の状況を管理することが求められるでしょう。

1.8 共有不動産の貸付け

兄と弟が1/2ずつ共有しているビルの貸付けを行っています。インボイスの交付はどうなりますか。

Answer

1. 共有資産の譲渡等

インボイス発行事業者がインボイス発行事業者以外の者と資産を共有している場合は、その資産の譲渡や貸付けについては、所有者ごとに取引を合理的に区分します。

インボイス発行事業者は、課税事業者である相手方の求めに応じて、インボイス発行事業者の所有割合に応じた部分について、インボイスを交付しなければなりません（消基通1-8-7）。

2. 兄弟がインボイス発行事業者である場合

共有者の全員がインボイス発行事業者である場合には、媒介者交付特例により、インボイスの交付の事務を行う者が受託者となって、その貸付けに係る対価の全額について自己の登録番号を記載したインボイスを交付することができます。

3. 登録しない者がある場合

媒介者交付特例は、委託者と受託者の双方がインボイス発行事業者であることを前提としています。登録しない者の所有割合に応じた部分については、媒介者交付特例によってもインボイスを交付することはできません。

19 預り保証金の償却

不動産の賃貸業を営んでいます。契約期間が10年間である建物の賃貸について保証金1000万円を預かり、1年に10%ずつ償却し、中途解約の場合には未償却分を返還することとしています。インボイスの交付義務はどうなりますか。

Answer

1. 原則

資産の賃貸借契約等に基づいて保証金、敷金等として受け入れた金額であっても、期間の経過によって返還しないこととなる部分の金額は、その返還しないこととなった日の属する課税期間において、資産の譲渡等に係る対価となります（消基通 9-1-23）。

照会の契約については、原則として、毎年償却する10%部分の100万円がその年の課税売上げとなり、償却することとなる日において、100万円のインボイスを交付することとなります。

2. 保証金受領の時に交付する場合

ただし、課税資産の譲渡等を行う前であっても、インボイスを交付することは可能です。したがって、保証金を受け入れる時に交付する受領書や契約書等に、インボイスとして必要な事項を記載することにより、その受領書や契約書等をインボイスとすることができます（インボイスQA問39）。

なお、課税売上げを計上するべき日において、交付したインボイスの記載事項に変更が生じることとなった場合には、修正インボイスを交付する必要があります（消法57の4④）。

20 インボイスと返還インボイスとを一の書類で交付

当社は、毎月一度、その月中の取引を取りまとめて請求しています。これをインボイスと返還インボイスとを兼ねたものとすることはできますか。

Answer

インボイスと返還インボイスは、それぞれに必要な記載事項を一枚の書類に記載して交付することができます。たとえば、販

売した商品についてインボイスとして必要な事項を記載するとともに、返品や販売奨励金について、返還インボイスとして必要な事項を記載するといった方法です。インボイスと返還インボイスの記載事項を一枚の書類に記載する場合には、継続適用を条件に、対価の額及び消費税額等は、その差額を記載することができます（消基通 1-8-20）。

請求書			
(株)〇〇御中		△△商事(株) 電話 (06) 1234-5678 登録番号 T012345-.....	
合計 お支払い金額		1,312,000 円	
日付	品名	金額	備考
11/1	魚※	50,000 円	
11/2	タオルセット	80,000 円	
.....			
11/10	タオル (単品) の返品	△ 20,000 円	10/30 お買上分
※は軽減税率対象		差引合計	1,200,000 円
		8% 対象	400,000 円
		10%対象	80,000 円
		消費税等	112,000 円
上記、ご請求申し上げます。××年 11 月 30 日			

インボイスの記載事項	返還インボイスの記載事項	両者を兼ねた書類
税率ごとに区分して合計した対価の額	税率ごとに区分して合計した対価の返還等に係る金額	差額を記載することが可能
税率ごとに区分した消費税額等	対価の返還等の金額に係る消費税額等	

2.1 端数値引きがある場合

当社は、売上代金の請求に当たって端数を切り捨てて金額を丸める出精値引きを行っています。インボイスの記載はどうなりますか。

Answer

いわゆる「出精値引き」を行う場合、値引きの時期が課税資産の譲渡等を行う前か後かにより、次のふたつの処理が考えられます。厳密な区分が困難である場合には、いずれの処理を行ってもかまいません。

1. 課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理する方法

これから行う課税売上げの値引き（値下げ販売）である場合、インボイスには、値下げ後の対価の額とこれに対する消費税額等を記載します。

2. 売上対価の返還等として処理する場合

(1) 値引きの金額が1万円未満である場合（R5年改正）

既の実現した課税売上げに対する値引きである場合は、返還インボイスを交付することとなります。ただし、税込1万円未満の対価の返還等については、返還インボイスの交付は不要です。

(2) 値引きの金額が1万円以上である場合

税込1万円以上の値引きについては、返還インボイスを交付する義務があります。

インボイスと返還インボイスは、それぞれに必要な記載事項を一枚の書類に記載して交付することができるので、出精値引きを行う場合は、その出精値引きを行うインボイスに返還インボイスの記載事項を加えることとなります。

この場合、その出精値引きは既に行った個々の取引のいずれかに対して値引きを行う性質のものではなく、その請求全体に対する値引きであるため、「対価の返還等のもとになる取引の内容」は、記載する必要はありません。

また、取引に係る適用税率が単一であるときは、インボイスの記載事項である「適用税率」とは別に重ねて記載する必要はな

く、「対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載も省略することができます。具体的には、次のような請求書で記載事項を満たすことになります。

<u>請 求 書</u>				
(株)〇〇御中		××年10月31日	返還インボイスの記載事項	
△△(株) T1234567890123				
日付	品名	金額		
10/1	ラミネートフィルム	1,023,850	① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	
10/2	PRO サーバ-本体	826,950	② 対価の返還等を行う年月日とそのもとなる課税資産の譲渡等を行った年月日	
	PRO サーバ-カートリッジ	87,890	③ 対価の返還等のもとなる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨）	
...	④ 対価の返還等の金額（税抜き又は税込みで税率ごとに合計）	
合計	適用税率 10%	8,561,800	⑤ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率	
	外消費税額等	856,180		
総 計		9,417,980	※ 単一税率の場合は、端数值引について、④の「対価の返還等の金額」を記載すれば足り ます。	
値 引 き		△17,980		
御請求金額		9,400,000		

2.2 軽減税率・標準税率の売上合計額からの一括値引

軽減税率の売上げ5,000円（税込み）と標準税率の売上げ5,000円（税込み）の合計額から一括して1,000円のクーポン値引きを行う場合、インボイスはどうなりますか。

Answer

1. 適用税率ごとの値引額

軽減税率適用の課税資産の譲渡等と標準税率適用の課税資産の譲渡等について、その合計額から一括して値引きを行う場合、

その適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、これらの資産の譲渡等に係る価額の比により按分して、適用税率ごとの値引額を算出することとなります（消基通 1-8-5）。

しかし、顧客に交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、それが価額の比により按分したものでなくても、適用税率ごとに合理的に区分されているものと認められます（消基通 1-8-5）。

2. 値下げ販売か対価の返還等か

クーポンの利用による代金の値引きは、資産の譲渡等の値下げ販売であり、クーポンの利用による値下げ後の金額がその資産の譲渡等の対価の額となるものと考えられます。

ただし、クーポンの利用前の対価の額についていったん売上げが実現し、クーポンによる値引き部分を対価の返還等と評価することもできます。いずれにしても、納付すべき消費税額の計算に差異が生じることはありません。

3. 値下げ販売として処理する方法

値下げ販売と認識した場合、インボイスには、適用税率ごとに値下げ後の対価の額とそれぞれの消費税額等を記載します。

この場合、その値引きは、税率ごとの対価の額の比による必要はありませんから、インボイスには、その値引き額を標準税率適用の課税資産の譲渡等の対価の額から優先的に控除し、その控除後の金額を対価の額として記載し、これに係る消費税額等を記載することができます。

4. 売上対価の返還等として処理する場合

(1) 交付義務の免除

値引額が 1 万円未満である場合には、返還インボイスを交付する義務はありません。

また、返還インボイスの交付は対価の返還等に係る税額控除の要件ではありません。返還等対価に係る税額控除は、その売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿の保存を適用の要件としています（消法 38②）。

(2) 適用税率ごとの金額

ただし、顧客に対して適用税率を明示するか否かは、返還等対価に係る税額の計算に影響します。

レシート		返還インボイスの記載事項	
××年10月31日			
●▼ショップ 店T1234567890123			
品名	金額 (税込み)		
リンゴ※	800	① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	
牛肉※	4,200	② 対価の返還等を行う年月日とそのもとなる課税資産の譲渡等を行った年月日	
タオル	5,000	③ 対価の返還等のもとなる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減税率の対象にはその旨)	
合計	税率 8%	④ 対価の返還等の金額 (税抜き又は税込みで税率ごとに合計)	
	(消費税等 370 円)	⑤ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率	
	5,000 円	※ 全体から控除するクーポン値引きは、「③対価の返還等のもとなる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」を個別に記載する必要はありません。	
	税率 10%		
	(消費税等 454 円)		
クーポン値引き 10%	1,000 円		
お買上金額	9,000 円		
※は軽減税率			

上述のとおり、顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、それが価額の比により按分したものでなくても、適用税率ごとに合理的に区分されているものと認められます (消基通 1-8-5)。

小売業においては、簡易インボイスを交付することができますから、一般に、顧客に交付する領収書等は、簡易インボイスであるレシートであり、その簡易インボイスに適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額を記載すると、そのレシートは、簡易インボイスと返還インボイスを兼ねた書類となります。

すなわち、その値引きの金額が1万円未満であっても、あえて返還インボイスを交付する (簡易インボイスに適用税率ごとの

値引き額又は値引き後の金額を記載する) ことによって、標準税率適用の課税資産の譲渡等から優先的に対価の返還等に係る税額控除を適用することが可能となります。

2.3 売手が負担する振込手数料

売掛金の回収に当たり、振込手数料が差し引かれた場合はどうなりますか。

Answer

1. 振込手数料の負担者

振込手数料について、契約書等で負担者を明示している場合には、その定めに従うこととなります。その取り決めがなければ、商法又は民法の原則に従い、支払う者が負担するべきものとなります。

すなわち、商法 516 条は、債務の履行の場所を「債権者の現在の営業所」と定めています。また、民法は、「弁済は債権者の現在の住所」においてしなければならない（民法 484①）、「弁済の費用」は債務者の負担（民法 485）としています。

このような原則であっても、売掛金の回収に当たり、振込手数料らしき金額が差し引かれた場合には、売手は、集金の手数を省略した利益の対価と認識して、費用や値引きとして処理する例が多いと考えられます。しかし、最近では、そのような商習慣を見直して、「振込手数料は差し引かないでご負担ください。」とお願いしているケースも増えているようです。

2. 下請法の取扱い

下請法 4 条 1 項 3 号は、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」を禁止しています。

この下請代金の額を「減ずること」の 1 つの類型として「下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと」があります。

したがって、発注前に書面で合意がない場合に振込手数料を下請代金の額から差し引くことは、下請代金の減額に該当します。また、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合であっても、親事業者が負担した実費の範囲を超えた額をその手数料として差し引いて下請代金を支払うと、下請代金の減額に該当することとなります。

ここでいう「実費」とは、振込手数料として銀行等に支払っている額のことであって、例えば、親事業者が従来の銀行窓口での振込みに代えてインターネットバンキング等を利用することによって、実際に負担する振込手数料が少なくなっているにもかかわらず、下請代金から従来の銀行窓口での振込手数料相当額を差し引くことは、下請代金の減額として問題となります。

令和2年6月18日に行われた勧告では、下請代金を振り込む際に、実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から差し引いていたことが下請代金の減額に当たるとされました³。

しかし、商習慣としては、下請法の適用対象となる取引であっても、振込手数料あるいは振込手数料らしき金額が差し引かれて支払われた場合、売手は、費用又は値引きを計上して売掛債権の金額と実際に支払われた金額との差額の消込みを行っている例が多いと考えられます。

3. 対価の返還等を認識する場合（R5年改正）

売手が負担する振込手数料を対価の返還等と認識する場合は、その金額が1万円未満であることから、返還インボイスの交付は不要です。帳簿にその旨を記載して、返還等対価に係る税額控除の適用を受けることができます。

なお、軽減税率の適用対象に係る対価の返還等には、軽減税率が適用されます。

4. 課税仕入れを認識する場合（R5年改正）

差し引かれた振込手数料相当額を課税仕入れの対価として仕入税額控除を行なうためには、顧客に対してインボイスの交付を求めなければなりません。ただし、インボイス制度開始から6年間は、中小事業者について、1万円未満の課税仕入れにつきインボイスの保存を不要とする経過措置（少額特例）があります。

5. 会計上は費用とし、消費税では対価の返還等とする場合（R5年改正）

また、会計上は課税仕入れとしていても、消費税法上は、対価の返還等として取り扱うことができます。

帳簿において支払手数料等に計上されていても、消費税申告の際に作成する帳票等により対価の返還等として取り扱うこと

³ 公正取引委員会「下請法 知っておきたい豆情報 その4」https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/no004.html 参照。

が明らかであれば問題ありません。

2.4 記載事項に誤りがある場合

インボイスに記載する金額を間違ってしまった場合、罰則の対象になりますか。

Answer

1. 記載事項の誤りの是正

インボイス、簡易インボイス又は返還インボイスを交付したインボイス発行事業者は、これらの書類の記載事項に誤りがあった場合には、これらの書類の交付先に対して、修正したインボイス、簡易インボイス又は返還インボイスを交付しなければなりません（消法57の4④⑤）。交付方法は、たとえば、次の方法が考えられます。

- ・ 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
- ・ 当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

ただし、買手は、自ら作成した仕入明細書等で売手の確認を受けたものを保存することもできるので、買手が誤りの個所を修正して、売手に確認を求めることも考えられます。この場合、売手は、保存するインボイスの写しを修正すればよく、改めて修正したインボイスを交付する必要はありません。

【インボイスの記載事項に誤りがあった場合】

交付したインボイス発行事業者（売手）	交付を受けた事業者（買手）
修正して再交付する義務がある （買手による修正を確認した場合は写しを修正する）	再交付を受けて保存する必要がある （自ら修正した場合は売手の確認を受ける）

2. 「誤った記載」と「偽りの記載」

インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは禁止されており、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされています（消法65四）。

インボイス発行事業者がインボイスの記載事項を誤った場合に、「偽りの記載」をしたインボイスを交付発行したのものとして罰則の対象になるのではないかと心配する向きもありますが、「誤った記載」と「偽りの記載」は、まったく次元の異なるものです。記載事項を単に誤っただけでは、「偽りの記載」には当たりません。

記載事項に誤りを発見した場合は、速やかに買手に連絡して対応しましょう。

2.5 前月の請求金額に訂正がある場合

前月の請求書（インボイス）において過少であった請求金額を当月の請求書に記載することはできますか。

Answer

過少請求について、継続的に、その翌月の請求書(インボイス)において、過少であった金額を対価の額に直接加算し、その加算した金額に基づき計算した消費税額等を記載する方法で調整している場合には、その調整により、修正したインボイスの交付があったものとすることができます。

2.6 書面にアウトプットして交付したインボイスの電子データの保存

当社は、システムで作成したインボイスをアウトプットし、書面で交付しています。この書面で交付したインボイスの写しとして、システムで作成した電子データを保存することは認められますか。

Answer

1. 国税関係帳簿書類の電子保存制度

国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電子帳簿保存法に基づき、データ保存をもって書類の保存に代えることができるとされています（電帳法4②）。

作成した電子データでの保存に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

- ① システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）の備付けを行うこと（電帳規 2②一、③）
- ② 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電子データをディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと（電帳規 2②二、③）
- ③ 税務調査の際に、税務職員からのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと又は次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと（電帳規 2②三、③）
 - ・ 取引年月日、その他の日付を検索条件として設定できること
 - ・ 日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができること

一般的に請求書作成システムは、上記①②の要件を満たし、③の検索機能をもつものと考えられます。システムベンダーに問合せれば要件を満たすものであるかどうか確認することができます。

2. 電子帳簿等保存制度の概要

電子帳簿等保存制度は、次の3つからなります。

① 国税関係帳簿書類の電子保存制度

国税関係帳簿書類について、自己が一貫してコンピュータを使用して作成する場合において、所定の要件を満たすときは、その電子データの保存が認められます。

② スキャナ保存制度

国税関係書類について、所定の要件を満たすときは、スキャナを利用して記録された電子データによる保存（スキャナ保存）が認められます。

③ 電子取引データの電子保存制度

申告所得税及び法人税においては、電子取引を行った場合のその電子取引の取引情報は、所定の要件に従ってデータ保存しなければなりません。

① 国税関係帳簿書類の電子保存制度		② スキャナ保存制度		③ 電子取引データの電子保存制度
国税関係帳簿	国税関係書類			データで授受した請求書等 申告所得税及び法人税が対象
	決算関係書類	取引関係書類（紙で授受）		
		紙で発行	紙で受領	
仕訳帳 総勘定元帳 固定資産台帳 等	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 等	契約書控 請求書控 領収書控 等	契約書 請求書 領収書 等	EDI取引・クラウド取引 Web請求書・Web領収書 メールデータ・添付ファイル 等
データ保存は任意			データ保存が必要	
原則：紙で保存 特例：データ保存	原則：紙で保存 特例：データ保存	原則：紙で保存 特例：スキャナ保存	令和6年1月1日以後はデータ保存が必須 保存要件の緩和措置あり	

27 電子インボイスを提供した場合の写しの保存

電子インボイスを提供した場合、その写しの保存はどのように行うのですか。

Answer

電子インボイスを提供した場合には、電子データのまま、又は、紙に印刷して保存することができます（インボイスQA問79）。

1. 印刷して保存する場合

電子帳簿保存法は、申告所得税及び法人税を対象に、電子取引を行った場合のデータ保存の原則を定めています（電帳法7）が、消費税法令においては、電子インボイスのデータ保存に代えて、整然とした形式及び明瞭な状態でアウトプットした書類を保存することが認められています（消規26の8②）。

2. 電子データのまま保存する場合

ただし、法人税の対応として電子データで保存するものを、消費税のためだけにプリントアウトするという実務は、通常想定されないでしょう。消費税法令において、電子インボイスをデータのまま保存する場合は、電子帳簿保存法に定められた要件に準じて保存しなければならない旨が規定されています（消規 26 の 8①）。

また、データ保存している事項に関する改ざん等の不正が行われた場合は、重加算税が 10%加算されます（消法 59 の 2、消令 71 の 2、消規 27 の 2、27 の 3）。

3. 電子取引データの保存要件

電子帳簿保存法は、電子取引のデータ保存について、「改ざん防止のための措置」、「日付、金額、取引先による検索機能の確保」、「ディスプレイ・プリンタ等の備付け」といった要件を定めています（電帳規 4①）。

電子取引とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）の授受を電磁的方式により行う取引をいいます（電帳法 2 五）。

本資料では、電磁的方式により授受した取引情報を「電子取引データ」又は「電子データ」と呼んでいます。

【電子取引データの保存要件】

改ざん防止措置

① 次のイからニのいずれかの措置を行うこと

- イ タイムスタンプが付された電子データを授受する
- ロ 電子データを授受した後速やかに（授受からタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合は、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す
- ハ 電子データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して、授受及び保存を行う
- ニ 記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定めて備え付け、その規程に沿って運用する

検索機能	<p>② 次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと</p> <ul style="list-style-type: none"> i 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索条件として設定できること ii 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること iii 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること <p>※税務調査等の際にダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、ii 及びiiiの要件は不要</p>
等の備付け ディスプレイ	<p>③ システム取扱説明書（自社開発プログラムについてはシステム概要書）の備付けを行うこと</p> <p>④ 電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作説明書を備え付け、その電子データをディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと</p>

※ 「税務調査等の際にダウンロードの求めに応じること」とは、具体的には「調査担当者に電子データのコピーを提供すること」と解されます。

4. データ保存の特例措置

電子帳簿保存法は、要件に従ってデータ保存ができない場合の特例として、令和5年12月31日までは、プリントアウトした書面の保存を可能としています。また、令和6年1月1日以後は、次のような措置が設けられています。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置

次の者は、税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能の全てが不要となります（電帳規4①）。

- ① 基準期間（2課税年度前）の売上高が5000万円以下である者
- ② 電子取引データをプリントアウトした書面を取引年月日及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている者

(2) 電子データを単に保存することができる措置

次の①②のいずれにも該当する場合には、保存要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができます（電帳規4①）。

- ① 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- ② 税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求め及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

仕入税額控除の要件

I 帳簿の記載事項

保存すべき帳簿の記載事項は、原則として区分記載請求書等保存方式と同じです（消法 30⑧）。
仕入先の登録番号を記載する必要はありません。

II 保存すべき請求書等

課税仕入れについては、帳簿の保存に併せて、原則として、次に掲げる請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（消法 30⑦、⑨）。

課税仕入れにつき保存すべき請求書等

- ① 適格請求書（インボイス）
- ② 適格簡易請求書（簡易インボイス）
- ③ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、インボイスの記載事項が記載されているもの（インボイス発行事業者の確認を受けたものに限る。）
- ④ 卸売市場特例の適用がある場合に卸売業者が交付する書類
- ⑤ 農協特例の適用がある場合に農協等が交付する書類

上記の書類はいずれも、その記載事項に係る電子データの提供を受けて保存することができます。
ただし、取引の特殊性から、インボイスの保存がなくても仕入税額控除を認める特例が設けられています。

※ 課税貨物の引取りについては、課税貨物の輸入の許可書等の保存が必要です。

Ⅲ インボイス制度における仕入税額控除の要件の特例

1 災害等の被災者の特例

災害その他やむを得ない事情により、帳簿及び請求書等の保存をすることができなかったことをその事業者において証明した場合は、帳簿及びインボイスの保存は不要です(消法 30⑦)。

2 簡易課税制度を適用する場合

簡易課税制度は、仕入税額控除に係る事務負担から中小事業者を救済するために設けられています。実際の課税仕入れについて一切の事務を行わず、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を適用して控除対象仕入税額を算出するものです。したがって、インボイスの保存は必要ありません。

3 2割特例を適用する場合 (R5年改正)

令和5年度改正において、2割特例が設けられました。2割特例では、帳簿及び請求書等の保存は不要です。

4 特定課税仕入れに係る特例

特定課税仕入れとは、国外の事業者から提供される「事業者向け電気通信利用役務の提供」であり、リバースチャージ方式の対象となるものです。

特定課税仕入れについては、請求書等の保存は不要とされています(消法 30⑦、消令 49①二)。

5 個別取引に係る特例

(1) インボイスの保存を要しない課税仕入れ

次に掲げる課税仕入れについては、インボイスの保存は不要です。所定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます(消令 49①一、消規 15の4)。

インボイスの保存を要しない課税仕入れ

① 売手のインボイス交付の義務が免除されるもの

- イ. 公共交通機関特例が適用される 3 万円未満の旅客の輸送
- ロ. 自動販売機特例が適用される 3 万円未満の自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等
- ハ. 郵便局特例が適用される郵便サービス

② インボイス発行事業者以外からの仕入れが常態であるもの

- ニ. 古物営業を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として購入する取引
- ホ. 質屋を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、質物を棚卸資産として取得する取引
- ヘ. 宅地建物取引業を営む者が、インボイス発行事業者でない者から、建物を棚卸資産として購入する取引
- ト. インボイス発行事業者でない者から、再生資源及び再生部品を棚卸資産として購入する取引
- チ. 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

③ 簡易インボイスが回収されるもの

- リ. 簡易インボイスの記載事項（取引年月日以外）を満たす入場券等が使用の際に回収される取引

イ、ロ、ハは、売手においてインボイスの交付が免除される取引であり、買手においてはインボイスの保存を要しません。

ニ、ホ、ヘ、トは、インボイス発行事業者以外の者から買い受けた場合に限り、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（消法 30⑦、消令 49①一ハ（1）～（4））。相手方がインボイス発行事業者である場合は、インボイスの交付を受けて保存する必要があります。

(2) 帳簿の記載事項

帳簿には、通常必要な記載事項に加え、次のイ及びロ事項の記載が必要となります（インボイスQA問107）。

① 上記イ～リのいずれかに該当する旨

簡潔に、例えば次のような記載でかまいません。

「3万円未満の鉄道料金」「公共交通機関特例」「入場券等」「古物商特例」「質屋特例」「出張旅費等特例」など

② 上記の「ロ 自動販売機特例」、「リ 入場券回収特例」については相手方の所在地

簡潔に記載できるものは、例えば次のような記載でかまいません。

「〇〇市自販機」「××銀行〇〇支店ATM」など

(3) 「ニ 古物商特例」「ホ 質屋特例」「へ 宅建業特例」について

「ニ 古物商」「ホ 質屋」「へ 宅地建物取引業者」に係る特例については、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているものは、住所又は所在地の記載が必要です。

また、買取りの相手方が「インボイス発行事業者でないこと」が要件となっているので、事業の実態に応じた方法で、買取りの相手方がインボイス発行事業者でないことを客観的に明らかにしておく必要があります。例えば、買取りの際に相手方に記載させる書類に、インボイス発行事業者か否かのチェック欄を設けるなどの方法が考えられます。

なお、古物商が、古物営業法上の「古物」に該当しないもの（例：金、白金の地金等）を、古物営業と同等の取引方法（古物台帳に記帳する等）により買い受ける場合には、その仕入れも古物商特例の対象となります（消令49①一ハ（1）、消規15の3、消基通11-6-3）。

(4) 「ト 再生資源買取り特例」について

「ト 再生資源買取り特例」については、事業者から購入する場合には、その事業者の住所又は所在地の記載が必要です（令和5年8月10日国税庁告示26号）。つまり、買取りの相手方がインボイス発行事業者である場合はインボイスの保存が必要、インボイス発行事業者でない事業者である場合は、帳簿への住所又は所在地の記載が必要となります。

買取りの相手方		仕入税額控除の要件
事業者	インボイス発行事業者	帳簿及びインボイスの保存が必要
	インボイス発行事業者でない	インボイスの保存は不要 帳簿の記載事項に次を追加 <ul style="list-style-type: none">◆ この特例の対象である旨◆ 買取りの相手方の住所又は所在地
事業者でない		インボイスの保存は不要 帳簿の記載事項にこの特例の対象である旨を追加

6 中小事業者の1万円未満の課税仕入れに係る経過措置（少額特例）（R5年改正）

1. 3万円未満の課税仕入れに係る特例の廃止

区分記載請求書等保存方式においては、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる特例（消法30⑦、消令49①）がありましたが、この取扱いは9月30日をもって廃止されました。

2. 少額特例

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5000万円以下の事業者が、インボイス制度の開始から令和11年9月30日までの期間において行う税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存を要せず、帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすことができます（平28年改正法附則53の2、平30年改正令附則24の2）。

3. 中小事業者対策としての経過措置

少額特例は、①6年間の経過措置であること、②一定規模以下の事業者に限定されること、③適用対象となる金額が1万円未満であること、従前の特例よりも相当に縮小された制度となっています。これは、「軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証憑が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる」ところ、「インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずる」⁴と説明されています。すなわち、インボイス制度導入の趣旨からすれば、少額であることを理由にインボイスの保存を不要とすることは適切ではないけれども、中小事業者対策として、制度の定着までの経過措置を設けるといえるものです。

課税売上高1億円は、全事業者の90.7%、現状（当時）の課税事業者の76.1%をカバーする水準であり、取引額1万円は、クレジットカードの平均決済単価およそ5,000円（推計）をカバーするとされています。

⁴ 「インボイス制度の改正案に関する資料」財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/materials.html#a02。

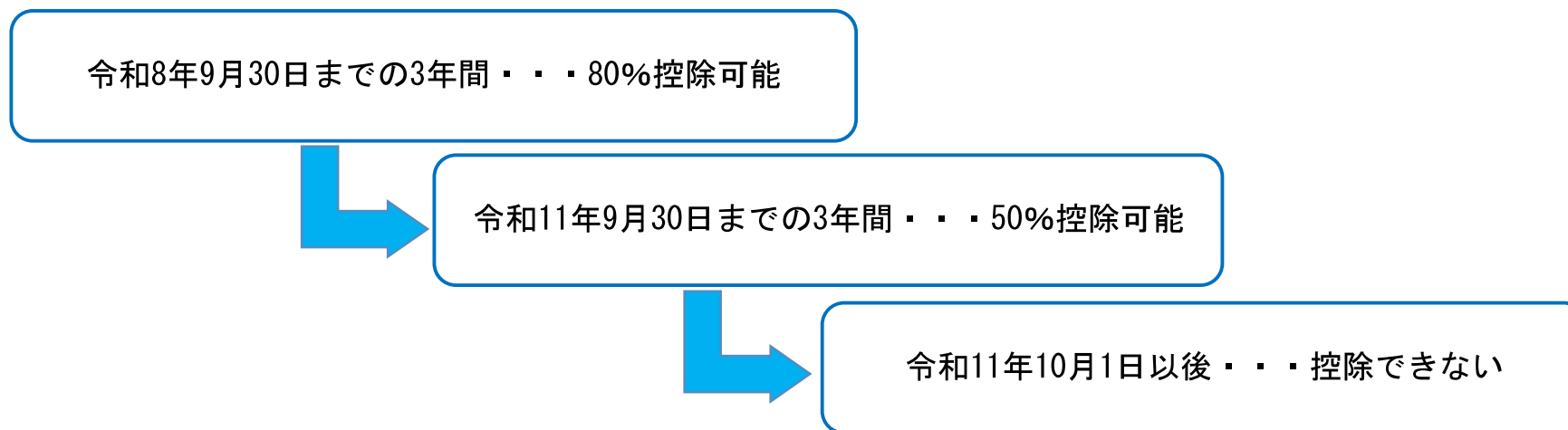
4. 留意点

- ① この経過措置を適用する場合は、インボイス発行事業者以外の者から行う課税仕入れについて8割控除の適用はなく、その全額が仕入税額控除の対象となります。
- ② 自動販売機特例などインボイスの交付を受けることが困難である取引等について、帳簿のみの保存により仕入税額控除制度の適用を受ける場合は、対象となる取引のいずれに該当するか及び課税仕入れの相手方の住所等を帳簿に記載しなければなりません（消令49①）が、この経過措置の適用においては、これらの帳簿への記載は不要です。
- ③ 特定期間における課税売上高の5000万円は、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定によることはできません。
- ④ 新たに設立された法人の基準期間がない課税期間について、その特定期間における課税売上高が5千万円超となった場合でも、適用があります（消基通21-1-5）。
- ⑤ 課税期間の途中であっても、令和11年9月30日で終了します。
- ⑥ 1万円の判定は、一商品ごとの金額ではなく、一回の取引の合計額が税込1万円未満であるかどうかにより判定します（消基通21-1-6）。

例1	9,000 円の商品と 8,000 円の商品を同時に購入した場合は、合計 17,000 円(1 万円以上)の課税仕入れとなります。
例2	月額 20 万円（稼働日 21 日）の外注は、契約した役務の取引金額によることとなります。月単位の取引と考えられ、月単位で 20 万円（1 万円以上）の課税仕入れとなります。

7 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（8割控除・5割控除）

インボイス制度の導入後6年間は、インボイス制度において仕入税額控除が認められない課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについては、次の割合で仕入税額控除が認められます（平28年改正法附則52、53）。



(1) 区分記載請求書等の保存

区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要です（平28年改正法附則52①、53①）。

なお、軽減対象課税資産の譲渡等である旨及び税率ごとの税込対価の額の合計額は、買手が追記することができます（消基通21-1-4）。

また、区分記載請求書等保存方式においては、区分記載請求書等は「紙」に限られており、区分記載請求書等の記載事項に係る電子データの提供を受けて「紙」の交付を受けない場合には、区分記載請求書等の保存がないものと整理されますが、インボイス制度においては、区分記載請求書等の記載事項に係る電子データの提供を受け、その電子データを保存する場合にも、経過措置の適用が認められます（平28年改正法附則52①②、53①②）。

(2) 帳簿の記載

この経過措置の適用を受けるためには、帳簿に、たとえば、「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載しておかなければなりません。この記載は、適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

8 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

令和5年度税制改正において、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間までは、免税事業者がインボイス発行事業者の登録のために課税事業者となる場合に、その納付税額を課税標準額に対する消費税額の20%（売上税額の2割）相当額とすることができる経過措置が設けられました。

2割特例は、売手が課税事業者となった場合の8割控除であり、「8割控除」の経過措置とのバランスを図るものです。免税事業者が課税転換するための支援であり、仕入先に免税事業者がある課税事業者への支援でもあります。

1. 具体的な計算方法

2割特例の具体的な計算は、みなし仕入率が80%である場合の簡易課税と同じです。

- ① 課税標準額に対する消費税額は、積上げ計算、割戻し計算又は両者の併用のうち、いずれの方法によってもかまいません。
- ② 控除対象仕入税額は、次の特別控除税額となります（28年改正法附則51の2①②、消基通21-1-2）。

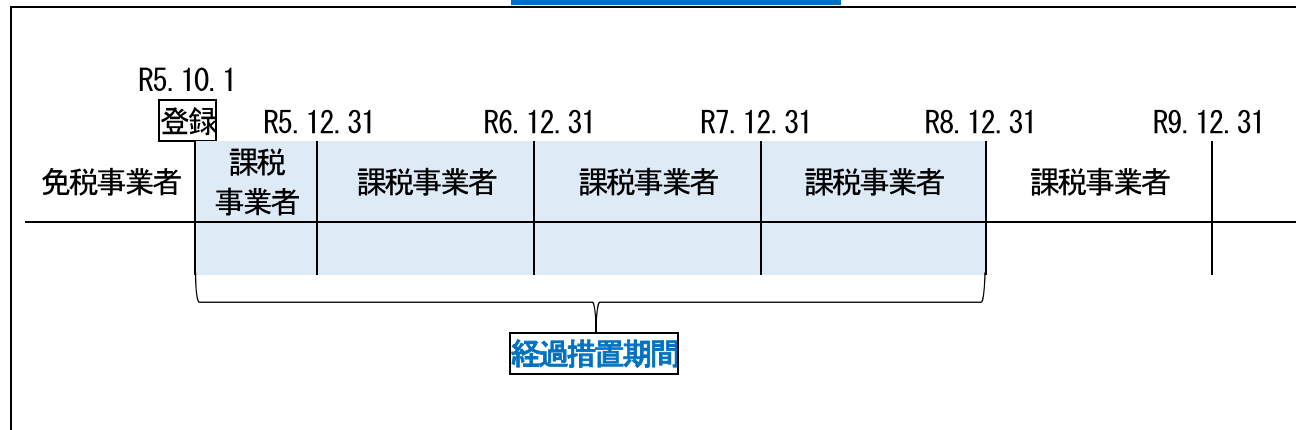
$$\begin{array}{|l} \text{控除対象仕入税額} \\ \text{(特別控除税額)} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{課税標準額に対する消費税額} \\ \Delta \text{ 対価の返還等に係る消費税額} \\ + \text{ 貸倒回収に係る消費税額} \end{array} \times 80\%$$

- ③ 納付税額は、①の課税標準額に対する消費税額から、②の特別控除税額、対価の返還等に係る税額及び貸倒れに係る税額の合計額を控除して算出します（28年改正法附則51の2①②、消基通21-1-2）。対価の返還等に係る税額及び貸倒れに係る税額がなければ、課税標準額に対する消費税額の2割相当額が納付税額となります。

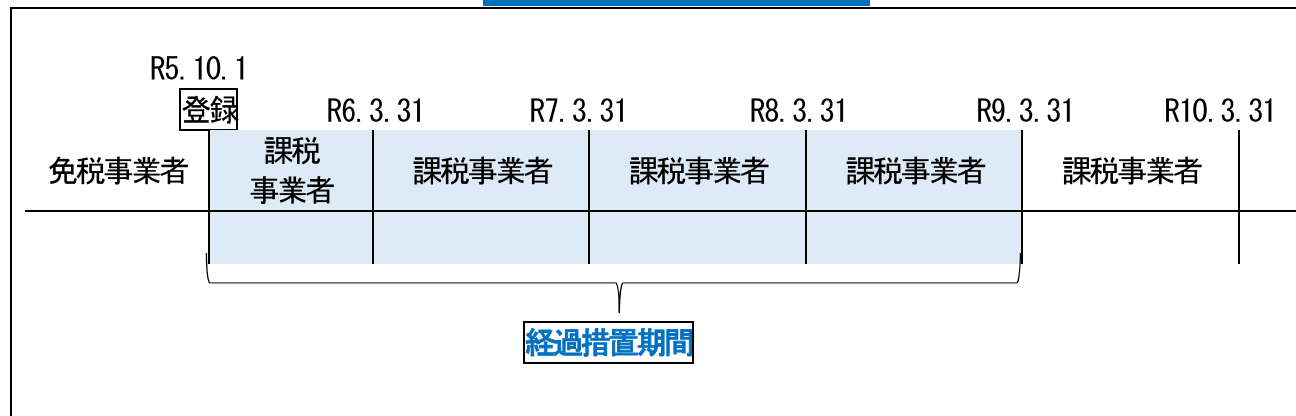
2. 経過措置期間

2割特例は、令和8年9月30日の属する課税期間を期限とする経過措置です（28年改正法附則51の2①）。

【個人事業者の場合】



【3月末決算法人の場合】



3. 適用対象

2割特例は、免税事業者が、インボイス発行事業者の登録によって課税事業者になった場合に適用されます。インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間には適用がありません（28年改正法附則51の2①）。

また、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合についても、2割特例の適用はできません（28年改正法附則51の2①）。

2割特例の対象とならない課税期間

- ① 基準期間における課税売上高が1000万円を超える課税期間（消法9①）
- ② 特定期間における課税売上高が1000万円を超える課税期間（消法9の2①）
- ③ 次の特例により課税事業者となる課税期間
 - イ. 相続があった場合の特例（消法10）（相続があった年については登録日の前日までに相続があった場合に限る）
 - ロ. 合併又は分割があった場合の特例（消法11、12）
 - ハ. 新設法人又は特定新規設立法人の特例（消法12の2①、12の3①）
 - ニ. 調整対象固定資産又は高額特定資産を取得した場合等の特例（消法9⑦、12の2②、12の3③、12の4①②）
 - ホ. 法人課税信託の特例（消法15④～⑦）
- ④ 課税期間を短縮する特例の適用を受ける課税期間（消法19①）
- ⑤ 上記の他、課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となる課税期間

(1) 相続があった場合（上記③イ.）

登録を受けた後に相続が開始した場合は、登録後の予期しない相続により課税期間の途中から適用が受けられないこととなるのは不相当と考えられることから、相続があった場合の特例の適用があっても、相続があった年においては、2割特例を適用することができることとされています。

しかし、相続開始後に登録した場合は、2割特例の適用はありません。

(2) 令和5年9月30日以前の期間を含む申告となる場合（上記⑤）

令和5年については、課税事業者選択届出書を提出してインボイス制度の開始前から引き続き課税事業者となる場合、すなわち、令和5年9月30日以前の期間を含む申告となる場合は、2割特例の適用を受けることはできません。

この場合において、令和5年12月31日までに、課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、令和5年から課税事業者選択届出書の効力を失効することができます。これにより、令和5年1月から9月までは免税事業者となり、10月1日から12月31日までの期間について2割特例を適用することが可能となります。

4. 適用の手続き

申告書に2割特例で計算した納付税額を記載し、2割特例適用欄にチェックを入れることで適用することができます。

簡易課税制度と違って、選択届出書・不適用届出書の提出などの手続きはなく、2年間の継続適用といったルール也没有ありません。

5. ■□■ 2割特例による新たな壁

問題は、2割特例が3年間の経過措置であるということです。制度の入り口では1.8%の値上げで賄えたとしても、これをどのように増額するかという問題が始まっています。

インボイス制度への移行の障壁は、免税事業者からの仕入れが控除対象外となることでした。その壁は2割特例によって低くなりましたが、同時に2割特例の終了という新たな壁が出現しました。消費税における2027年問題といっても過言ではないでしょう。

本来、インボイス制度が開始して後に事業を開始する事業者、つまり入口の壁を知らない事業者は、インボイス制度が所与となるはずでした。免税事業者は自らが申告納税をしないことを告白して消費税を受け取らないし、課税事業者はインボイスと引換えに受け取った消費税を納税するということです。しかし、小規模事業者は、課税仕入れ等がなくても、令和8年までは受け取った消費税の2割の納税に軽減されるので、令和9年以後の本来の計算と納税に対する負担感がより大きくなります。

新たに出現した壁は、彼らの前にも立ちはだかることとなります。

1 公表サイトの活用

受け取ったインボイスについて、記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認しなければなりませんか。

Answer

日々の業務として、受け取ったインボイスに記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認する作業をする必要はありません。

公表サイトは、どの場面で活用するかが重要です。控除できない消費税額等についての適正なコスト管理をするためには、「受け取ったインボイスに記載された登録番号」が正しいかどうかではなく、価格交渉の前に、その仕入先が「インボイス発行事業者であること」を確認しておかなければなりません。消費税等を支払う契約で取引を行った後に、請求書や領収書に記載された登録番号が適正なものでなかったことに気が付いても時すでに遅く、トラブルを避けるためには、取引内容の合意に至る前に、仕入先がインボイス発行事業者であることを確認しておかなければなりません。

また、継続する仕入先についても、価格交渉や取引内容、発注先の選定について、登録の有無の変更をリアルタイムで反映させることができるように、登録状況を継続的に管理する体制を整える必要があります。この場合も、公表サイトは、「受け取ったインボイスに記載された登録番号」が正しいかどうかではなく、その仕入先が「インボイス発行事業者であること」を確認するために利用することになります。

公表サイトの活用	
新規の仕入先	価格交渉を行う前に登録の有無を確認する
継続する仕入先	登録状況を継続的に管理する

このような登録状況の管理を人の手によって行うことには限界があります。会計ソフト等に附属する機能として、公表サイトのWeb-API機能又は公表情報ダウンロード機能を利用して、名簿に入力された取引先について、自動で定期的に登録の確認を行うシステム等が開発されています。

2 インボイス制度下の税務調査

インボイス制度が開始すると、税務調査においてインボイスの記載事項が満たされているかどうか、一枚ずつチェックされるのですか。

Answer

次のような国会答弁があります。

○鈴木俊一財務大臣

国税当局が行います税務調査につきましては、大口で悪質な不正計算が想定されるなど調査必要度の高い納税者を対象としているところでありまして、これまでも、請求書等の保存書類についてなどの軽微な記載事項の不足を確認するための税務調査は実施していない、そのように承知をしております。

インボイス制度導入後も、こうした方針に特に変更はないと聞いております。

○末松義規委員（立憲民主党）

ということであれば、制度が定着するようなところも含めて、そういう軽微なことについて中小事業者をある意味じゃいじめるような、そういったことは、国税庁としてもそこは十分に勘案して、そういった方々に極力面倒をかけないということを是非お約束していただきたいと思います。これは国税庁に聞きます。

○星屋政府参考人（国税庁次長）

お答え申し上げます。

国税庁といたしましては、インボイス制度について、制度の定着を図るため、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、インボイスだけでなく他の書類等を確認するなど柔軟に対応していくということで考えてございます。

○末松義規委員（立憲民主党）

そういうことであれば、極めて柔軟に対応するという事で、そこは多くの中小事業者も本当に安心するということだと思います。

⁵ 第211回国会 衆議院 財務金融委員会 第2号（令和5年2月10日）議事録。

インボイスに必要な記載事項を相互の関連が明確な複数の書類により確認できれば、それらをあわせて適正なインボイスとなります。仮に調査等の過程で、調査官が、買手が保存しているインボイスについて記載事項の不足等を把握した場合であっても、他の書類等を確認するといった対応を行うこととなり、直ちに仕入税額控除が否認されるものではありません。

3 売手が故意に適正なインボイスを交付しない場合

売手が故意に適正なインボイスを交付しない場合であっても、インボイスの保存がないことを理由に、その課税仕入れについて仕入税額控除が否認されるのでしょうか。

Answer

このような疑問について、週刊税務通信 3739 号（2023 年 2 月 6 日）は、国税庁の回答として、次のように報じています。

買手が社会通念上相当と認められる注意を払っていたにもかかわらず、例えば、売手の故意によって不正なインボイスの交付を受け、買手が仕入税額控除に必要な正しいインボイスを保存できていなかった時など、その保存がないことにつき「買手の責めに帰さない状態」にあると認められる場合には、個々の事実関係を踏まえて、消費税法第 30 条 第 7 項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない事情」が適用される場面もあると考えています。

いずれにしても、インボイス制度実施後においては、インボイス発行事業者から交付されたインボイスの保存がない場合、買手の課税仕入れについては、原則として仕入税額控除ができませんが、個々の事実関係に基づいて、法令等に照らして適切に取り扱ってまいりたいと考えております。

4 受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合

受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合や、記載事項が欠けている場合は、どうすればいいのですか。

Answer

交付を受けたインボイスの記載事項に誤りがあった場合や、記載事項が欠けている場合は、仕入税額控除の要件を満たすために、売手であるインボイス発行事業者から、修正したインボイスの交付を受けて保存する必要があります。自ら追記や修正を行っただけでは、仕入税額控除の要件を満たすことはできません。

ただし、買手は、売手が交付するインボイスに代えて、自らが作成した仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されており、売手であるインボイス発行事業者の確認を受けたものを保存することもできます（消法 30⑨三）。

したがって、買手においてインボイスの記載事項の誤りを修正し、売手の確認を受けた場合は、あらためて修正したインボイスの交付を受ける必要はありません。結果として、両者が、正しく一致したインボイスとその写しを保存していれば良いということです。

【インボイスの記載事項に誤りがあった場合】

交付したインボイス発行事業者（売手）	交付を受けた事業者（買手）
修正して再交付する義務がある （買手による修正を確認した場合は写しを修正する）	再交付を受けて保存する必要がある （自ら修正した場合は売手の確認を受ける）

5 コーポレートカードを利用する場合の出張旅費特例

コーポレートカードを利用する場合には、出張旅費特例は適用できないのですか。

Answer

1. 出張旅費等の特例

従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当し、所得税が非課税となる範囲内（所基通 9-3）で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。（消令 49①一二、消規 15 の 4 二、基通 11-6-4）。

また、従業員等に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額についても、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われ、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（消令 49①一二、消規 15 の 4 三、基通 11-6-5）。

2. コーポレートカードを利用する場合

コーポレートカードによる出張旅費の支払いは、従業員の立替負担の解消、不正防止、業務の効率化などの効果があります。インボイス制度において、出張旅費特例は、「会社が従業員等に支給する」出張旅費等のうち、通常必要と認められるものが対象です（消規15の4等）。従業員がコーポレートカードを利用し、その費用を会社の口座で一括決済を行う場合には、「会社が従業員等に支給する」ものではないので、出張旅費特例の対象にはなりません。

この場合、クレジットカード会社が交付するクレジットカード利用明細書は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成及び交付する書類ではなく、課税資産の譲渡等の内容や適用税率など、適格請求書の記載事項も満たず、インボイスではありません。したがって、原則として、公共交通機関特例や入場券回収特例の適用がなければ、決済先から交付されるインボイスの保存が必要となります。

ただし、コーポレートカードの決済には、従業員の口座で支払の決済をして同額を会社から入金する方法もあり、この場合には「会社が従業員等に支給する」ものであることから、出張旅費特例の対象となります。

【コーポレートカードによる出張旅費等の支払い】

会社の口座で一括決済する場合	出張旅費特例の適用なし 公共交通機関特例等の適用がない場合は、インボイスの保存が必要（※）
個人口座で決済する場合	通常必要であると認められる出張旅費、宿泊費、日当等…出張旅費特例の対象 出張旅費以外の経費の立替え…インボイスの保存が必要（※）

※ 従業員の宛名である場合は、あわせて立替金精算書が必要。

6 経費の立替払い

経費の立替払いがあった場合、インボイスの保存はどうすればいいのですか。

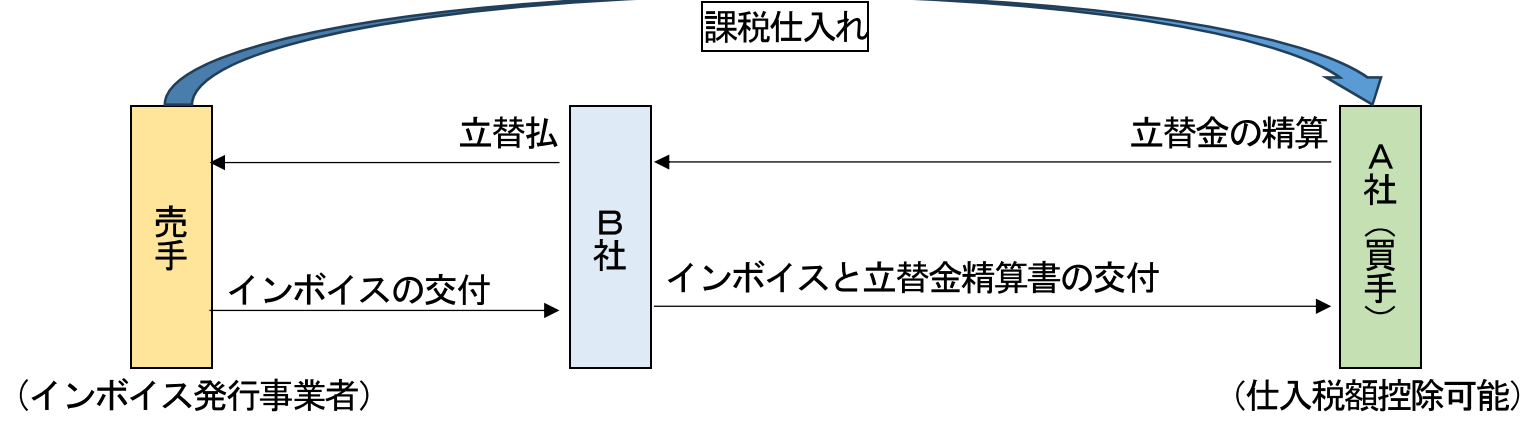
Answer

1. インボイス及び立替金精算書が必要

A社が行う課税仕入れの対価をB社が立て替えて支払う場合、売手は、B社に対して、B社宛てのインボイスを交付することが想定されます。

A社は、このB社宛てのインボイスをそのまま受領しても、インボイスの保存の要件を満たすことはできません。立替払を行ったB社から、インボイスとともに、その課税仕入れがA社に帰属することを明らかにする立替金精算書の交付を受けて保存することにより、インボイスの保存の要件を満たすこととなります（消基通 11-6-2）。

この場合、立替払を行うB社がインボイス発行事業者である必要はありません。



1. 複数者の経費を一括して立て替える場合

B社がA社を含めた複数者分の経費を一括して立て替える場合には、B社は、立替金精算書とインボイスのコピーをA社に交付することになります。

ただし、コピーが大量となるなどインボイスのコピーを交付することが困難な場合において、B社がインボイスを保存してい

るときは、A社はB社が作成した立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、B社は、仕入先の登録番号や適用税率などA社が仕入税額控除の適用を受けるに当たって必要な事項を立替金精算書や契約書等に記載して通知し、A社は、帳簿に仕入先の名称を記載しなければなりません。

2. 公共交通機関特例等の適用がある場合

立替払に係る内容が、公共交通機関特例や自動販売機特例など、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当する場合は、A社は、所定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。インボイス及び立替金精算書の保存は不要です。

3. 簡易インボイスである場合

立替払について受け取ったインボイスが簡易インボイスである場合には、立替金精算書の保存は不要です。

7 海外予約サイトの利用

出張に当たってホテル手配に Booking.com や Agoda といった海外の旅行予約サイトを利用した場合、予約時又は決済時に、旅行予約サイトからインボイスは交付されますか。

Answer

宿泊ホテルがインボイス発行事業者である場合は、ホテルは、買手（課税事業者）からの求めに応じてインボイスを交付する義務があります（消法57の4①）。

また、予約サイトの運営会社は、代理交付、あるいは、自己がインボイス発行事業者である場合には媒介者交付特例により、その宿泊サービスについてインボイスを交付することができます。ただし、海外の旅行予約サイトの多くは、インボイスの交付について次の方法を取るようです。

- ① 予約サイトからインボイスの交付をしない
- ② 宿泊ホテルがサイト手数料控除前の顧客が支払う金額のインボイスを交付する

③ 予約サイトは、サイト手数料に係るインボイスを宿泊ホテルに交付する

したがって、上記のような方法による場合は、宿泊ホテルからインボイスの交付を受けることになります。

この判断は、サイトの案内によることになります。ご参考までに、**Booking.com** が決済に当たって交付する領収書には、次のような記載がされています。

この領収書は自動発行されたものです。

こちらは決済を証明するためのものであり、付加価値税（VAT）の還付目的には使用できません。

こちらは正式な明細書ではありませんので、ご注意ください。

税金関連の手続きに必要な有効な明細書を発行できるのは宿泊施設のみとなります。

また、Agoda では、次のような説明を行っています。

●**ゲスト、アゴダ、宿泊施設のうち、誰がタックスインボイス発行の義務を追いますか？**

アゴダは、プラットフォームとして、貴施設のオンライン予約促進のみを行っており、このサービスに関して、貴施設に手数料を請求します。そのため、アゴダから予約者に、貴施設が提供する宿泊サービスのインボイスを提供することはできません。予約確認書はアゴダから予約者に提供されますが、販売料金での宿泊サービスに対するタックスインボイス提供についての現地における要件に関しては、貴施設の責任のもとご確認・ご対応ください。

●**「アゴダ徴収」予約の正しいインボイス発行手順を教えてください。**

「アゴダ徴収」予約の場合、アゴダは貴施設に代わって予約者から代金を受け取り、貴施設に提供したオンライン予約サービスに対するアゴダの手数を請求した後、残額を貴施設に送金します。なお、この代金回収フローは、一般的な事業運営方法やインボイス発行フローに影響を与えるものではありません。そのため、現地の法令に基づき、引き続き貴施設の責任において、（販売料金での）宿泊サービスに対するインボイスを予約者に発行していただく必要があります。アゴダは提供済みのサービスに対して、手数料の明細を貴施設に送ります。

●**お客様からのリクエストに応じて、アゴダ名義のインボイスを発行する必要があるのでしょうか？**

宿泊サービスは、貴施設が直接予約者に提供するものですので、貴施設が提供した宿泊サービスに対するインボイスは、貴施設名義で発行してください。

8 委託販売における純額処理とインボイスの保存

委託販売の委託者が純額処理を行う場合にも、インボイスの保存は必要ですか。

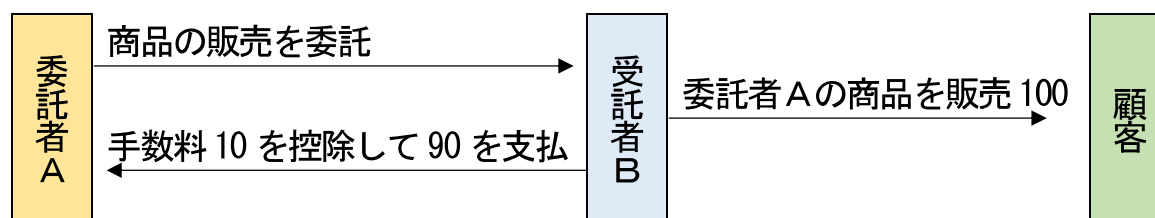
Answer

1. 委託者

委託販売等に係る委託者においては、受託者が委託商品の譲渡等をしたことに伴い収受する金額が委託者における資産の譲渡等の金額となり、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れとなります（原則）。

ただし、特例として、標準税率の課税資産の譲渡等のみを行う委託販売等においては、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額から受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とする純額処理が認められています（消基通 10-1-12）。

この原則、特例のいずれにおいても、受託者に支払う委託販売手数料に係るインボイスの保存が必要です（インボイス QA 問 120）。

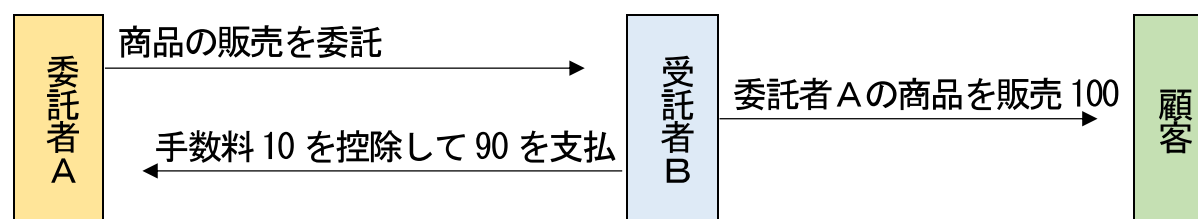


原則	売上	100	}	受託者 B が交付するインボイスの保存が必要
	仕入	10		
特例	売上	90	}	
	仕入	0		

2. 受託者

委託販売等に係る受託者においては、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対価となります（原則）。

ただし、特例として、標準税率の課税資産の譲渡等のみを行う受託業務については、委託された商品の譲渡等に伴い収受する金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることが認められています（消基通10-1-12）。この場合、委託者に支払う金額に係る課税仕入れに関し、インボイスの保存は不要です（インボイスQA問121）。



原則 売上 10
仕入 0

特例 売上 100
仕入 90 …インボイスの保存不要

9 事務所・店舗の賃借料

当社は、家賃を口座振替により支払っています。毎月の支払の都度、インボイスの交付を受けなければなりませんか。

Answer

1. インボイスの保存が必要

家賃の支払のように、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、インボイスの保存が必要です。

賃貸人が不動産管理会社に管理業務を委託している場合は、不動産管理会社は、インボイスを代理交付又は媒介者交付特例より交付するものと考えられます。不動産管理会社がない場合は、賃貸人に直接インボイスの交付を求めることになります。

2. まとめ期間の合計額を記載したインボイス

賃貸人に自らがインボイスの交付事務を行う場合、毎月の交付は負担が大きいかもしれません。この場合、一定期間をまとめた合計額を記載したインボイスによることも可能です。

3. 仕入明細書方式

賃借人がインボイスの記載事項を満たす仕入明細書を作成する方法によることもできます（消法 30⑨三）。

仕入明細書についても、一定期間を取りまとめたものによることが可能です。

所轄税務署長に提出する「不動産の使用料等の支払調書」（所法 225①九）について、摘要欄等を活用してインボイスの必要事項がすべて記載されているように整えれば、これをインボイスに代えて保存することもできます。

4. 複数の書類の保存

インボイスとして必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類に分けてインボイスの記載事項を記載することも可能です。口座振替による家賃の支払の場合には、インボイスの記載事項のうち、たとえば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項が記載された契約書とともに、課税資産の譲渡等の年月日の事実を示す通帳を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

口座振込により家賃を支払う場合も、上記の契約書と銀行が発行した振込金受取書をあわせて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

5. 令和5年9月30日以前からの契約

インボイス制度が導入される令和5年9月30日以前からの契約については、登録番号等のインボイスとして必要な事項の通知を受けて従前の契約書とともに保存すれば足ります。

6. インボイス発行事業者の確認

上記のように取引の都度、請求書等が交付されない家賃については、取引の途中で賃貸人がインボイス発行事業者でなくなり、その旨の連絡がない場合も想定されます。インボイス発行事業者ではない賃貸人に支払う家賃については仕入税額控除を行うことはできません。国税庁の公表サイトにより、定期的に登録の状況を確認しておきましょう。

10 仕入明細書の活用

当社の仕入先には個人事業者が多く、適正な記載事項を整えたインボイスを受け取ることができません。どうすればいいでしょうか。

Answer

仕入先がインボイス発行事業者の登録をしているにもかかわらず、適正なインボイスの交付ができない場合には、買手が自ら仕入明細書を作成しこれを保存する方法を検討してはいかがでしょうか。自社のシステムで作成した電子データを保存することで、業務の効率という点から有益であり、仕入税額に係る請求書等積み上げ計算も容易に行えます。

インボイスの保存に代えて保存することができる仕入明細書は、インボイスの記載事項が記載され、その記載事項について仕入先の確認を受けたものです（消法 30⑨三、消令 49④）。

11 支払調書の活用

報酬に係る課税仕入れにつき、税務署に提出する支払調書をインボイスに代えて保存することはできますか。

Answer

原稿料や講演料などの報酬等を支払う場合、請求書等の交付を受けず、支払明細書等を作成して交付することが一般的です。インボイス制度では、この支払明細書にインボイスの記載事項を記載して保存することができます。

また、所轄税務署長に提出する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（所法 225①三）について、摘要欄等を活用してインボイスの必要事項がすべて記載されているように整えれば、これをインボイスに代えて保存することができます。

1.2 仕入明細書の確認方法

インボイスに代えて仕入明細書を保存する場合の相手方の確認はどのように行うのですか。

Answer

買手が作成する仕入明細書は、インボイスの記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたものである場合には、インボイスに代えて保存することができます。

相手方の確認を受けたものとは、例えば、次のようなものです（インボイスQA問84）。

- ① 仕入明細書の記載内容を、通信回線等を通じて仕入先の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書の記載内容に係る電子データをインターネットや電子メールなどを通じて仕入先へ提供し、確認の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書の記載内容を仕入先に示した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの
- ④ 仕入明細書に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に示し了承を得たもの

1.3 個人事業者からの家事用資産の購入

インボイス発行事業者である個人事業者の家事用資産を購入した場合、仕入税額控除はできますか。

Answer

1. 仕入明細書による仕入税額控除の制限

インボイス発行事業者である個人が、家事用の資産を売却等した場合には、その売上げは消費税の課税対象外であり、インボイスを交付することができません。買手が仕入明細書を作成しても、仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが売手において課税資産の譲渡等に該当する場合に限ることとされています（消法30⑨三）。

【個人事業者の家事用資産の譲渡】

売手(インボイス発行事業者)	買手(課税事業者)
家事用資産の譲渡は課税対象外 (インボイスの交付ができない)	課税仕入れに該当しても、仕入税額控除の対象外 (仕入明細書による控除の適用なし)

2. 古物商特例や宅建業特例の適用がある場合

宅地建物取引業を営む者が、インボイス発行事業者でない者から建物を棚卸資産として購入する課税仕入れについては、インボイスの保存は不要です(宅建業特例)。また、古物商を営む者が、インボイス発行事業者でない者から古物を棚卸資産として購入する課税仕入れについては、インボイスの保存は不要です(古物商特例)。これらの特例の対象であることを帳簿に記載して保存することにより、仕入税額控除が認められます(消令49①一、消規15の4)。

インボイス発行事業者の登録を受けている個人事業者から、事業家事併用の車両等を購入した場合や、マイホームを購入した場合にも、これらの特例が適用されます。

売手がインボイス発行事業者であるか否かの確認は、各事業者の事業の実態に合わせて行えばよく、売手の情報を記入してもらった書類にインボイス発行事業者かどうかの確認欄を設ける方法や、買取明細書等において事業用割合と家事用割合を区分して記載する欄を基に判定する方法等が想定されます。

例えば、「家事用割合100%、事業用割合0%」と記載した買取明細書等を作成して売手側の確認を受け、内容に関する申出等がない場合には、消費者からの仕入れであると判断して帳簿のみ保存の特例により仕入税額控除を適用して問題ありません。

1.4 出来高検収書による仕入税額控除

建設工事を外注する場合、インボイス制度においても、出来高検収書を保存して仕入税額控除を行うことができますか。

Answer

1. 出来高検収書をインボイスに代えて保存することが可能

建設工事等を請け負った元請業者が、建設工事等の全部又は一部を下請業者に請け負わせる場合において、元請業者が下請業者の行った工事等の出来高について検収を行い、その検収の内容及び出来高に応じた金額等を記載した出来高検収書を作成し、それに基づき請負金額を支払っているときは、インボイスの記載事項を満たし、その内容について下請業者の確認を受けている出来高検収書は、インボイスに該当するものとして取り扱われ、元請業者は、その出来高検収書を作成し下請業者に記載事項の確認を受けることにより、その出来高検収書に記載された課税仕入れを行ったこととなり、仕入税額控除の適用を受けることができます（消基通 11-6-7）。

2. 下請業者がインボイス発行事業者でなくなった場合

建設工事完了日において下請業者がインボイス発行事業者でなかった場合には、建設工事完了日の属する課税期間における課税仕入れに係る消費税額から、その出来高検収書により仕入税額控除の対象とした消費税額を控除しなければなりません（消基通 11-6-7）。

15 見積りインボイスによる仕入税額控除

その課税仕入れに係る目的物の引渡しを受けた日において、その対価の額が確定していない場合には、確定するまで仕入税額控除はできないのですか。

Answer

1. 仕入税額控除の時期

仕入税額控除は、その課税仕入れに係る目的物の引渡しを受けた日の属する課税期間又はその課税仕入れに係る役務の提供が完了した日の属する課税期間において行います。目的物の引渡しや役務の提供が実現しているにもかかわらず、課税期間の末日までにその支払対価の額が確定しない場合は、適正に見積もった支払対価の額により控除額を計算します（消基通 11-4-5）。

2. インボイスの保存

課税仕入れに係る支払対価の額が確定していない場合の課税仕入れについて、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、インボイスの保存が必要ですが、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日までにインボイスの交付を受けられない場合であっても、インボイス発行事業者との間において継続して行われる取引については、後日交付されるインボイスの保存を条件として、その課税仕入れを行った日の属する課税期間の末日の現況により、適正に見積もった金額により仕入税額控除を行うことができます（消基通 11-6-8）。

その後確定した対価の額が見積額と異なることにより課税仕入れに係る消費税額に差額が生じたときは、その差額は、その確定した日の属する課税期間における課税仕入れに係る消費税額に加算し又は控除します。

また、インボイスに代えて仕入明細書等を保存する場合も同様です。

16 登録番号の掲示がある場合

コインパーキングのレシートに登録番号の記載がなく、精算機に登録番号が表示してあります。このレシートの保存でインボイス保存の要件を満たすでしょうか。

Answer

コインパーキングにおいて、精算機のシステム対応ができていない場合に、次のような張り紙を見ることがあります。

インボイスの発行について

この精算機が発行する領収書は、インボイス制度に対応していません。インボイスが必要なお客様は、ご不便をおかけしますが、下記の登録番号を撮影していただき、領収書と合わせて保存していただきますようお願いいたします。

インボイス発行事業者の名称 : 株式会社コインパーキング（〇〇公園西駐車場）

インボイス発行事業者の登録番号 : T1234567890123

このような場合は、登録番号以外の事項が記載されたその領収書とこの張り紙を撮影した写真をあわせて保存することで、インボイス保存の要件を満たすことができます。

17 売手と買手の計上時期が違う場合（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

売手が出荷基準で令和5年9月30日以前に売上げを認識している場合に、買手が検収基準で令和5年10月1日以降に課税仕入れを認識しているとき、インボイスの保存が必要ですか。

Answer

インボイス制度の開始前に行った課税売上げについては、売手にインボイスの交付義務はありません。したがって、買手は、売手との取引の認識基準の違いからインボイス制度の開始後に課税仕入れを計上する場合であっても、インボイスの保存は必要ありません。区分記載請求書等の保存により仕入税額控除を行うことができます。

18 リース取引の分割控除（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

令和5年9月にリース期間5年の所有権移転外ファイナンス・リースにより複合機の譲渡を受け、賃貸借処理を行っています。消費税は分割控除ですが、令和5年10月1日以後の仕入税額控除について、インボイスの保存が必要でしょうか。

Answer

所有権移転外ファイナンス・リースは、リース資産の譲渡であり、消費税の課税仕入れの時期は、そのリース譲渡があった日です（消基通5-1-9、11-3-2）。

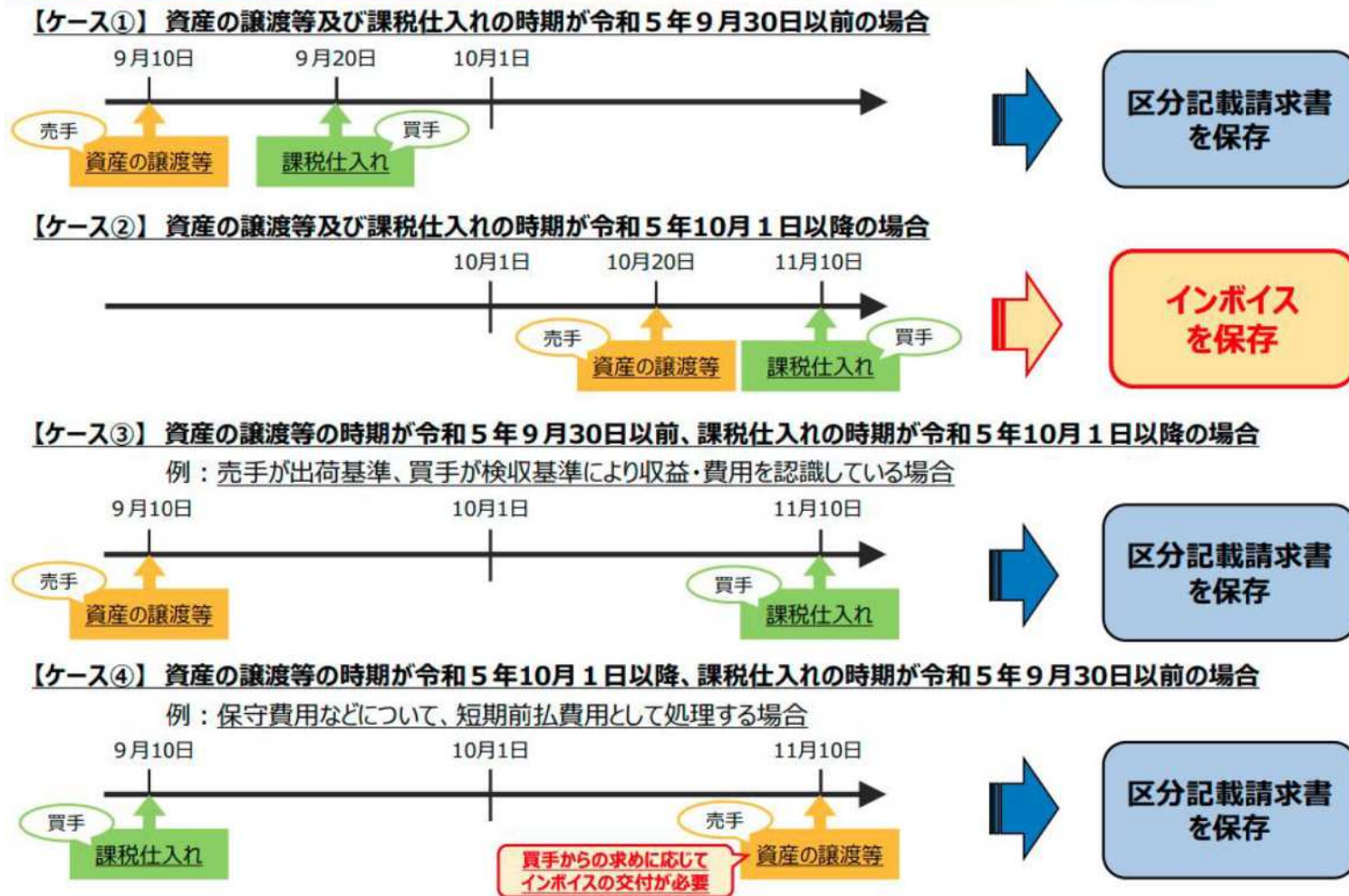
ただし、会計上、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引等については、賃貸借取引に準じて処理することが認められています（リース取引に関する会計基準の適用指針35）⁶。このような経理実務を考慮して、賃借人が賃貸借処理をしている場合には、消費税の仕入税額控除についても、リース料の支払時期にその支払額を対価として課税仕入れを認識する分割控除が認められています。

インボイス制度の開始前に行われたリース譲渡については、売手にインボイス交付の義務はありません。したがって、インボイス制度開始後に分割控除を行う場合であっても、リース譲渡の時に受領した区分記載請求書等を保存することになります。

あらためて、インボイスの交付を求める必要はありません。

⁶ 令和5年5月2日、企業会計基準委員会は、新たなリース会計基準となる「企業会計基準公開草案第73号：リースに関する会計基準（案）」等を公表しています。

資産の譲渡等及び課税仕入れの時期とインボイス対応



7

⁷ 出典：佐々木辰実（財務省主税局税制第二課課長補佐）金井恵美子（税理士）他「財務省担当官に聞く！インボイス制度の疑問点〈第2弾〉（第3

19 未成工事支出金（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

未成工事支出金について、目的物を譲渡した日の属する課税期間に一括して仕入税額控除を行う場合、インボイスの保存の要件はどうなりますか。

Answer

1. 仕入税額控除の時期の特例

建設工事等に係る目的物の完成前に行った課税仕入れ等については、未成工事支出金として経理した場合においても、原則として、その課税仕入れ等をした日の属する課税期間において仕入税額控除を適用します。

ただし、継続適用を要件として、その未成工事支出金として経理した課税仕入れ等につき、その目的物の引渡しをした日の属する課税期間における課税仕入れ等とすることができます（消基通 11-3-5）。

2. 令和5年9月30日までにを行った課税仕入れ等

令和5年9月30日までにを行った課税仕入れ等については、上記1.の未成工事支出金に係る仕入税額控除の時期の特例により、令和5年10月1日以後に仕入税額控除を行う場合においても、インボイスの保存は不要です。

区分記載請求書等の保存により、仕入税額控除の適用を受けることができます。

20 建設仮勘定（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

建設仮勘定に計上し、完成して建物勘定へ振り替える日の属する課税期間に一括して仕入税額控除を行う課税仕入れについて、インボイスの保存の要件はどうなりますか。

Answer

1. 仕入税額控除の時期の特例

建設工事等のために行った課税仕入れ等の金額について建設仮勘定として経理した場合においても、原則として、その課税仕入れ等をした日の属する課税期間において仕入税額控除を適用します。

回」(週刊税務通信3758号(2023年6月26日))。

ただし、その建設仮勘定として経理した課税仕入れ等について、その目的物の完成した日の属する課税期間における課税仕入れ等とすることもできます（消基通 11-3-6）。

2. 令和5年9月30日までにいった課税仕入れ等

令和5年9月30日までにいった課税仕入れについては、上記1の建設仮勘定に係る仕入税額控除の時期の特例により、令和5年10月1日以後に仕入税額控除を行う場合においても、インボイスの保存は不要です。

区分記載請求書等の保存により、仕入税額控除の適用を受けることができます。

2.1 短期前払費用（令和5年10月1日を跨ぐ取引）

令和5年8月31日に、令和5年9月1日から1年間の事務所の賃借料を支払い、その全額について課税仕入れに計上しました。請求書等の保存の義務はどうなりますか。

Answer

法人税において、短期前払費用につきその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入している場合（法基通 2-2-14。所基通 37-30 の2による場合も同様です。）には、消費税の計算についても、その支出した課税期間の課税仕入れとして取り扱います（消基通 11-3-8）。この取扱いによれば、インボイス制度開始前の8月31日の課税仕入れとなるので、区分記載請求書等を保存することになります。

2.2 短期前払費用について仕入先が登録を取り消した場合

令和5年10月1日以後において、インボイスを受領して保存し、短期前払費用として仕入税額控除の適用を受けました。その後、仕入先がインボイス発行事業者の登録を取り消した場合、仕入税額控除はどうなりますか。

Answer

インボイス発行事業者からの課税仕入れであるため、費用の支払時に短期前払費用として仕入税額控除の適用を受けたものについて、契約期間の途中に売手がインボイス発行事業者の登録を取り消した場合には、登録取消日以後の期間に対応する課税

仕入れに係る消費税額については、結果的に、支払時に過大に仕入税額控除の適用を受けていたこととなります。

そのため、登録取消しの事実が明らかとなった課税期間において、その過大となる消費税額も控除を修正することとなります。具体的には、仕入対価の返還等があった場合と同様の処理を行います。

【1年単位で対価の支払いがあった後、契約期間の途中で売手が登録を取り消した場合】

売 手		買 手	
売上計上の時期	修正インボイスの交付	仕入税額控除の時期	仕入税額の修正
収入時	収入時に申告納税 ➡ 修正インボイスなし	支払時 (短期前払費用)	修正インボイスの交付なし ➡ 仕入税額控除の調整なし
		期間対応	
期間対応	修正インボイス交付 (対価の額の見直しが想定される)	支払時 (短期前払費用)	修正インボイスの交付あり ➡ 仕入対価の返還と同様に処理
		期間対応	修正インボイスの交付あり ➡ 売手の登録取消後は仕入税額控除不可

なお、令和5年9月30日までに課税仕入れを行い短期前払費用として処理したものは、区分記載請求書等保存方式が適用されるので、売手の登録の有無は買手の処理に影響しません（上記参照）。

2.3 帳簿及び請求書等の保存期間

帳簿及び請求書等の保存期間を教えてください。

Answer

帳簿及び請求書等は、次の期間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなけ

ればなりません(消令 50①)。

- ① 帳簿は、その閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日に保存を開始し、その後 7 年間
- ② 請求書等は、その受領した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日に保存を開始し、その後 7 年間
ただし 6 年目以後は、いずれか一方の保存で足りす (消令 50①③、消規 15 の 6)。

2.4 電子インボイスの提供を受けた場合の保存

取引先から、電子インボイスの提供を受けた場合、どのような方法で保存すればよいですか。

Answer

電子インボイスの提供を受けた場合には、電子データのまま、又は、紙に印刷して保存することができます。

1. 電子データのまま保存する場合

提供を受けた電子インボイスについて、その電子データを保存する場合は、電子帳簿保存法に定められた要件に準じて保存しなければなりません (消令 50①、消規 15 の 5)。保存の要件は、売手の場合と同じです。データ保存している事項に関する改ざん等の不正が行われた場合は、重加算税が 10%加算されます (消法 59 の 2、消令 71 の 2、消規 27 の 2、27 の 3)。

2. 印刷して保存する場合

提供を受けた電子インボイスを紙に印刷して保存する場合には、整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要があります (消規 15 の 5②)。電子帳簿保存法は、申告所得税及び法人税を対象に、電子取引を行った場合のデータ保存の原則を定めています (電帳法 7) が、消費税法令においては、電子インボイスのデータ保存に代えて、整然とした形式及び明瞭な状態でアウトプットした書類を保存することが認められています (消規 15 の 5②)。

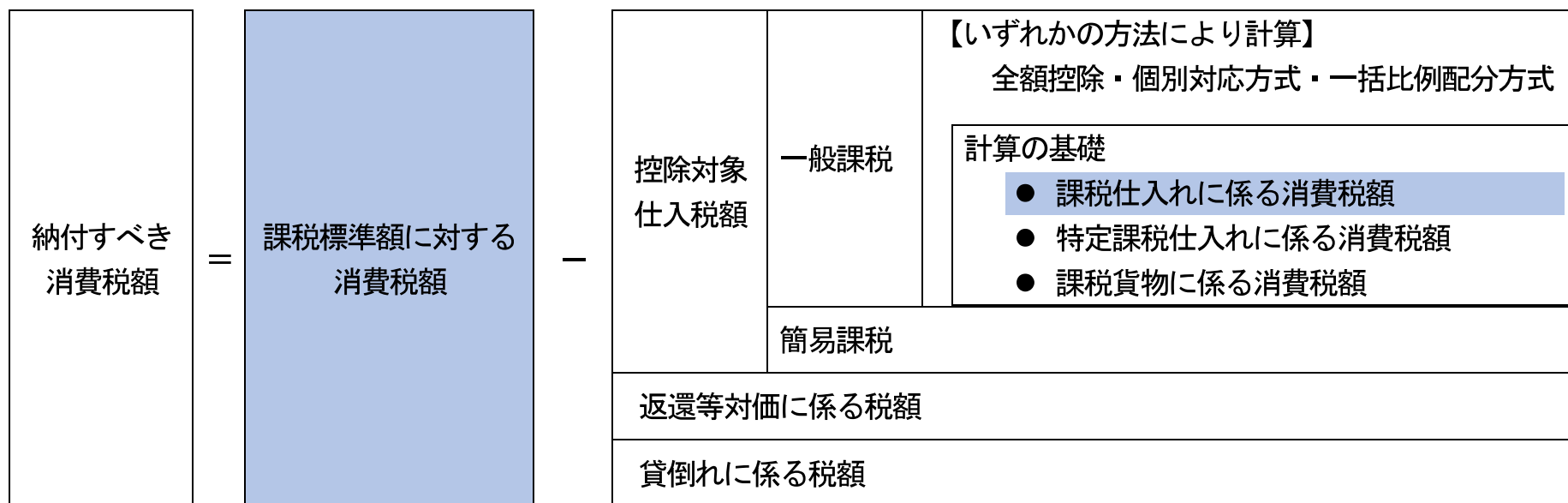
しかし、電子データで提供されたものを、紙に印刷して保存する方法は、業務の効率化の観点からは、決して望ましいものではありません。法人税における対応に併せて、提供された電子インボイスのデータ保存を検討すべきでしょう。

納付税額の計算

納付すべき消費税額は、課税標準額に対する消費税額から、控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額及び貸倒れに係る税額の3つの控除税額を控除して算出します。

控除対象仕入税額の計算方法には一般課税と簡易課税があり、さらに一般課税では、課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び保税地域からの引取りに係る消費税額を基礎に、全額控除、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかによることとなります。

※ インボイス制度開始から3年間は、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)」があります(R5年改正)。



ここでは、「課税標準額に対する消費税額」(以下「売上税額」といいます。)と一般課税による場合の計算の基礎となる「課税仕入れに係る消費税額」(以下「仕入税額」といいます。)の計算方法を確認します。

1 売上税額の計算方法

消費税の確定申告書を作成する場合に、納付すべき税額の計算の基礎となる課税標準額に対する消費税額は、割戻し計算により算出するのが原則です。特例として、積上げ計算があります。

原則【割戻し計算】	その課税期間の税込売上高の合計額を基礎とする計算方法 ※ 現行と同じ計算方法
特例【積上げ計算】	交付したインボイスに記載した消費税額等を基礎とする計算方法 ※ 少額の売上げを大量に繰り返す小売業者のニーズ ※ 簡易インボイスに「消費税額等」を記載しない場合は適用できない ※ 仕入税額につき、「割戻し計算」はできない

(1) 原則【割戻し計算】

申告書に記載する売上税額（課税標準額に対する消費税額）の計算は、その課税期間の課税売上げの税込対価の額を適用税率ごとに合計して税率ごとの課税標準額を算出し、これに各税率を乗じてその課税期間の課税標準額に対する消費税額を算出する「割戻し計算」が原則です（消法45①）。

(2) 特例【積上げ計算】

インボイスに記載する消費税額等は、税率ごとに、切上げ、切捨て、四捨五入など、インボイス発行事業者の任意で行うことができますが、一般に切捨て処理を行うことが多く、少額の課税売上げを大量に行う事業では、その切り捨てた端数が積み重なって、大きな負担となる可能性があります。

そこで、保存しているインボイスの写しに記載されている税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を乗じて計算する「積上げ計算」の特例が設けられています（消法45⑤、消令62）。

ただし、簡易インボイスに「税率ごとに区分した消費税額等」を記載せず、「適用税率」のみを記載して交付する場合は、積上げ計算を行うことはできません。

2 仕入税額の計算方法

消費税の確定申告書を作成する場合に、控除対象仕入税額の計算の基礎となる国内における課税仕入れに係る消費税額の計算は、積上げ計算が原則です。特例として、割戻し計算があります。

原則【積上げ計算】	【請求書等積上げ計算】	保存するインボイスに記載された消費税額等を積み上げる計算方法 ※ 仕入明細書方式が適している ※ 電子インボイスの提供を受けて自動計算するシステム又は経費の自動精算システムが必要
	【帳簿積上げ計算】	課税仕入れの都度計上した仮払消費税額等を積み上げる計算方法 ※ 財務会計システムによる集計が想定される
特例【割戻し計算】		その課税期間の税込課税仕入れの合計額を基礎とする計算方法 ※ 売上税額につき、「割戻し計算」によることが要件

(1) 原則【積上げ計算】

一般課税の控除対象仕入税額は、個別対応方式、一括比例配分方式又は全額控除のいずれかによって計算することとなります。この場合、控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れに係る消費税額の計算は、原則として、積上げ計算によります（消法 30①、消令 46①②）。

積上げ計算には、インボイスに記載された消費税額等を積算する「請求書等積上げ計算」と、課税仕入れの都度、帳簿に計上した仮払消費税額等を積算する「帳簿積上げ計算」の2種類があります。

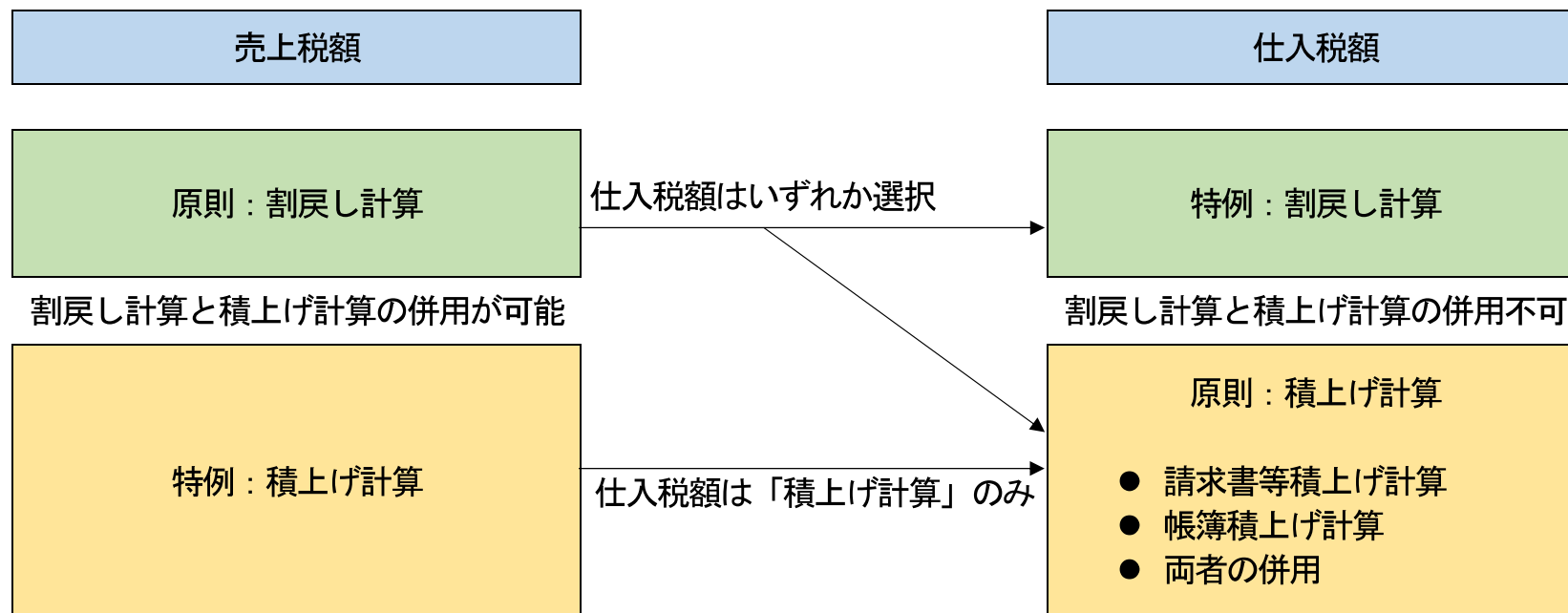
(2) 特例【割戻し計算】

売上税額の計算につき、「割戻し計算」としている場合は、課税仕入れに係る消費税額についても、適用税率ごとの課税仕入れの支払対価の額の合計額から消費税額を算出する「割戻し計算」によることができます（消令 46③）。

この要件は、売上税額と仕入税額の計算方法の違いを利用した有利計算を排除する措置であると説明されています⁸。

3 計算方法の組み合わせ

円未満の端数処理が有利となる組み合わせ（売上税額：積上げ計算 = 仕入税額：割戻し計算）は、認められません。



⁸ 財務省『平成28年度税制改正の解説』823頁。

1 旧規則 22 条 1 項の特例との相違点

区分記載請求書等保存方式においては、旧規則 22 条 1 項廃止後の経過措置がありましたが、インボイス制度における売上税額の積上げ計算とは、何が違うのですか。

Answer

1. 旧消費税法施行規則 22 条 1 項の特例とその後の経過措置

旧消費税法施行規則 22 条 1 項の特例は、決済上受領すべき金額について、本体価格と 1 円未満の端数処理をした消費税等相当額とに区分して領収する場合には、その消費税等相当額を基礎にその課税期間の課税標準額に対する消費税額を計算することができる特例です。「税抜価格」を前提に設けられた制度であるため、平成 16 年度の税制改正において、総額表示の義務付けに伴い廃止されました。

しかし、廃止後も、「税抜価格」を前提とした代金決済を行う場合には旧規則 22 条 1 項の特例の適用を認める経過措置があり、「税込価格」を前提とした代金決済を行う場合においても、取引の相手方へ交付する領収書等において明示した消費税額等を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することができる経過措置が設けられていました。

インボイス制度の開始にあたっては、これらの経過措置は、廃止されました。

2. インボイス制度における積上げ計算

インボイス制度においては、決済段階で上乘せされる消費税等の 1 円未満の端数処理に伴う事業者の負担等に配慮する新たな制度として、「売上税額の積上げ計算」が設けられています。

現行の経過措置との違いは、領収書等に明示した消費税額等ではなく、インボイス又は簡易インボイスに記載した消費税額等によることです。

また、売上税額に積上げ計算を適用した場合は、仕入税額に割戻し計算を適用することができないという、区分記載請求書等保存方式にはない制限も設けられています。

2 兼業の場合の割戻し計算の制限

小売業と卸売業を営んでいます。小売業の売上税額は積上げ計算、卸売業の売上げ税額は割戻し計算とした場合、卸売業の仕入税額に割戻し計算を適用することができますか。

Answer

売上税額の計算は、割戻し計算と積上げ計算を併用することが認められます。併用は、売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たるため、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできません（消基通 15-2-1 の 2）。

ご質問では、小売業の売上税額に積上げ計算を適用しているので、卸売業も含めたすべての仕入税額について積上げ計算としなければなりません。なお、所定の要件を満たす場合は、2割特例又は簡易課税制度の適用が可能です。

3 売上税額：顧客がレシートを受け取らない場合の積上げ計算

当社はスーパーマーケットを営んでいます。顧客の中には、レシートを受け取らない人がいますが、簡易インボイスであるレシートを受け取ってもらえない場合、売上税額の積上げ計算は適用できませんか。

Answer

売上税額の計算方法には、相手方に交付したインボイスの写しを保存している場合には、その写しに記載された消費税額等を基礎とする積上げ計算も認められています（消法 45⑤、消令 62）。ご質問のように、インボイスを交付しようとしたものの顧客が受け取らなかったため、物理的な「交付」ができなかったような場合や交付を求められたとき以外レシートを出力していない場合であっても、インボイス発行事業者においては、そのインボイスの写しを保存しておけば、「交付したインボイスの写しの保存」があるものとして、売上税額の積上げ計算を行って差し支えありません。

4 売上税額：簡易インボイスに消費税額等の記載がない場合の積上げ計算の適用

当社は、小売業です。交付する簡易インボイスに消費税額を記載しなかった場合でも、売上税額の積上げ計算は適用できますか。

Answer

売上税額に係る「積上げ計算」の特例は、保存するインボイス又は簡易インボイスの写しに記載された消費税額等を基礎とするものです。

したがって、簡易インボイスに「適用税率」を記載して、「消費税額等」の記載を省略している場合は、積上げ計算を行うことはできません。

5 売上税額：小売業者がインボイスに記載する消費税額等の端数処理

小売業者が、売上税額について積上げ計算を適用できない場合はどうしたらいいですか。

Answer

1. インボイスに記載する消費税額の1円未満を切捨てとする場合

少額の売上げを大量に繰り返す小売業者等が、インボイスに記載する消費税額等の端数処理を切捨てとした場合、その切り捨てた消費税額が積み重なって、大きな負担となる可能性があります。このような場合には、納付すべき税額にあたり、売上税額について積上げ計算のニーズが大きくなります。売上税額について積上げ計算を適用するためには、仕入税額についても積上げ計算とするシステムとオペレーションが必要になります。

2. 積上げ計算ができない場合

売上税額・仕入税額の両方について積上げ計算とするシステムとオペレーションが整わない場合は、インボイスに記載する消費税額の計算方法を見直すことも必要です。インボイスに記載する消費税額の端数処理を四捨五入又は切上げとすれば、売上税額が膨らむことを回避することができ、仕入税額には、事務負担が少なく端数処理が有利な割戻し計算とすることができます。

インボイスに記載する消費税額等の計算方法 (レジでの端数処理)	納付すべき税額の有利な計算方法	
	売上税額	仕入税額
切捨て	積上げ計算	積上げ計算
四捨五入・切上げ	割戻し計算	割戻し計算

日本商工会議所の令和4年9月のヒアリング調査⁹では、BtoCの課税事業者における販売時の消費税の端数処理は、切捨てが50.9%、四捨五入が34.6%、切上げが6.3%となっています。前回調査¹⁰では、切捨てが51.8%、四捨五入が32.3%、切上げが3.8%となっており、わずかながら四捨五入と切上げが増える傾向にあるようです。

6 仕入税額：財務会計システムによる帳簿積上げ計算

財務会計システムを利用しています。帳簿積上げ計算は、具体的にどうすればいいのですか。

Answer

3. 税抜経理方式である場合

税抜経理方式による場合、通常、税込みの支払額を仕訳入力し、システムに税抜き処理を指示することになります。

したがって、仕訳毎に税抜処理を行うように指示しておけば、課税仕入れの都度、仕訳入力を行うことによって、課税仕入れの都度、帳簿に仮払消費税額等を計上することができます。

課税仕入れの都度、仕訳入力を行う



仕訳毎税抜処理で、課税仕入れの都度、仮払消費税額等を計上することになる

4. 税込経理方式である場合

区分記載請求書等保存方式においては、課税仕入れに係る消費税額の積上げ計算は、税抜経理を条件として認められていました（平16.2課消1-8（14））。

インボイス制度における帳簿積上げ計算は、新施行令46条2項に規定されていますが、新施行令46条2項に税抜経理方式を要件とする文言はありません。「課税仕入れに係る支払対価の額に10/110を乗じて算出した金額を帳簿に記載している場合」には、帳簿積上げ計算ができるものとされています。

⁹ 『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査（2022年9月8日、日本・東京商工会議所）10頁。

¹⁰ 『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査（2021年11月10日、日本商工会議所）9頁。

財務会計システムの多くは、税込経理であっても、税込で入力した仕訳につきその金額に含まれる消費税額等を算出し、帳簿に記録する機能を持っています。

○月○日 消耗品費／現金 55,000 円 (消費税等 5,000 円)

この場合、() 書きの消費税額等を集計する機能を付加すれば、その() 書きの金額の計算につき切捨て、四捨五入の端数処理を行う限り、財務諸表の表示は税込みであっても、仕入税額の帳簿積上げ計算が可能になると考えられます。

7 仕入税額：帳簿積上げ計算における「課税仕入れの都度」の範囲

帳簿積上げ計算においては、仮払消費税額等は、インボイスごと計上しなければなりませんか。

Answer

帳簿積上げ計算における「課税仕入れの都度」について、消基通 11-1-10 は、次のように示しています。

消基通 11-1-10

例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に記載している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に記載している場合がこれに含まれる。

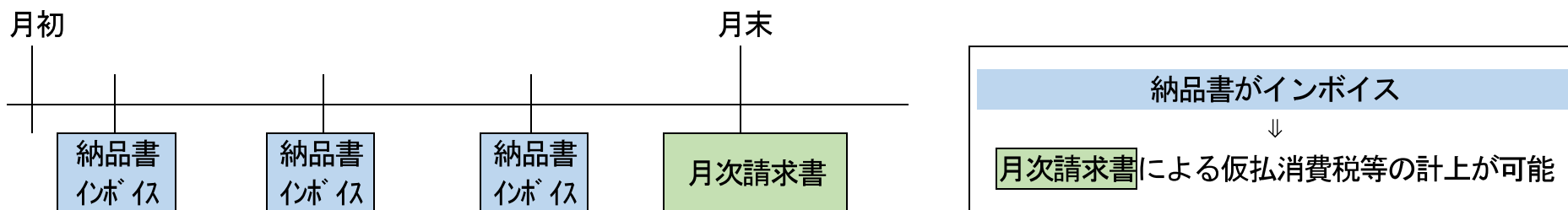
ただし、必ずしもインボイス単位での計算がある必要はありません¹¹。国税庁のインボイスQ&Aの令和4年11月の改訂において、問123に次のような説明が追加されました。

帳簿積上げ計算において計上する仮払消費税額等については、受領した適格請求書ではない納品書又は請求書を単位として計上することや継続的に買手の支払基準といった合理的な基準による単位により計上することでも差し支えありません。

¹¹ 佐々木辰実（財務省主税局税制第二課課長補佐）、金井恵美子（税理士）他「財務省担当官に聞く！インボイス制度の疑問点」（週刊税務通信3714号（2022年8月1日））。

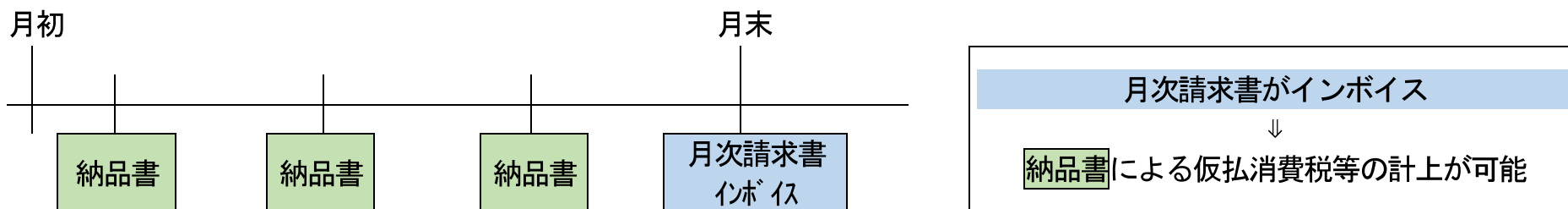
【納品書がインボイスである場合】

例えば、納品書がインボイスである場合において、キャッシュアウトする月次請求書の合計金額によって仕入れを計上することは、「課税仕入れの都度」計上するものとして認められます。



【月次請求書がインボイスである場合】

例えば、月次請求書がインボイスである場合において、商品管理のために納品書ごとに仕入れを計上することや部門別管理のために各部門の配賦額ごとに仕入れを計上することは、「課税仕入れの都度」計上するものとして認められます。



8 仕入税額：帳簿積上げ計算における仮払消費税額等の端数処理

帳簿積上げ計算において、仮払消費税額等の1円未満の端数を切り上げることはできますか。

Answer

帳簿積上げ計算は、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率は108分の8）を乗じて算出した金額です。この金額に1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します（消令46②）。

切上げとすることはできません。

9 仕入税額：積上げ計算への変更の時期

仕入税額の割戻し計算と積上げ計算とは併用することができないそうですが、令和5年10月1日が属する課税期間はどのような方がいいのですか。

Answer

課税期間が令和5年10月1日を跨いだ場合、税額計算の方法は、令和5年9月30日までと10月1日以後とに分けて考えます。9月30日までは現行制度の割戻し計算とし、10月1日以後はインボイス制度における積上げ計算とすることができます。この場合、届出書の提出といった手続きはありません。

また、制度開始後は、課税期間ごとに分けて考えます。当課税期間に適用した計算方法を翌課税期間にも継続して適用しなければならないといったルールはありません。

10 仕入税額：決算を跨ぐ期間の合計額が記載されたインボイスを受領した場合の積上げ計算

3月末決算法人が、決算を跨ぐ3/21～4/20の月まとめのインボイスを受領した場合、仕入税額の積上げ計算はどうなりますか。

Answer

1. 請求書等積上げ計算

当課税期間と翌課税期間を跨ぐ期間の消費税額等の合計額が記載されているインボイスの交付を受けた場合において、仕入税額の請求書等積上げ計算をするときは、その記載されている消費税額等を基に、当課税期間と翌課税期間のそれぞれの期間の取引に係る消費税額を算出します。

2. 請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算の併用

請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算とは併用することが認められます。したがって、原則として請求書等積上げ計算を適用している場合であっても、課税期間を跨ぐインボイスについて、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（軽減税率は8/108）を乗じて算出した金額（1円未満の端数は切捨て又は四捨五入）を仮払消費税額等として計上した金額を基礎とする帳簿積上げ計算によることができます（消令46②）。

なお、仕入税額の計算に当たり、積上げ計算と割戻し計算を併用することは認められません（消基通11-1-9）。